神奈川県ライトセンターの事業に関する

あり方検討会報告書

令和５年３月

神奈川県ライトセンターの事業に関する

あり方検討会

目次 ２

はじめに ４

１　ライトセンターの現状と課題 ７

(1) 情報提供事業 ８

(2) 相談訓練事業 11

(3) ボランティア育成事業 13

(4) スポーツ振興事業 15

(5) 普及啓発事業 18

(6) その他 20

２　検討会および関係団体ヒアリングにおける意見 22

(1) 情報提供事業 23

(2) 相談訓練事業 26

(3) ボランティア育成事業 34

(4) スポーツ振興事業 38

(5) 普及啓発事業 43

(6) その他 48

３　提言に至るまでの考え方 54

(1) 情報提供事業 55

(2) 相談訓練事業 60

(3) ボランティア育成事業 65

(4) スポーツ振興事業 71

(5) 普及啓発事業 76

(6) その他 80

４　今後のライトセンターのあり方に関する提言 85

(1) 情報提供事業に関する提言 85

　ア　視覚障がい者への情報提供と意思疎通支援 85

　イ　読書バリアフリー法におけるライトセンターの役割 86

(2) 相談訓練事業に関する提言 87

　ア　各地域に対応可能な相談訓練体制 87

　イ　視覚障がい児・家族支援 88

　ウ　ICTに関する相談訓練 89

(3) ボランティア育成事業に関する提言 89

　ア　ボランティアの活動基盤 89

　イ　ボランティアの活動支援 90

　ウ　ボランティアの養成 90

(4) スポーツ振興事業に関する提言 91

　ア　地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援 91

　イ　ライトセンターのスポーツ施設 91

(5) 普及啓発事業に関する提言 93

　ア　地域への積極的なアウトリーチの展開 93

　イ　市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携 94

　ウ　県民への視覚障がい理解の促進 94

(6) その他の提言 94

ア　ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持 94

　イ　ライトセンターに備えるべき機能 95

　ウ　県民にとって利用しやすい施設であるために 95

おわりに 98

委員名簿 100

開催状況 101

**はじめに**

障がい者を取り巻く環境は近年大きな変遷を遂げており、2005（平成17）年に発達障害者支援法、2006（平成18）年に障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）、改正教育基本法、バリアフリー法が施行され、障がい児者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な施策の推進が図られることとなった。

また、2006（平成18）年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれた。

　さらに2013（平成25）年には、障害者基本法の基本原則を具体化した障害者差別解消法が制定され、障害者権利条約は、2014（平成26）年1月に批准されている。[[1]](#footnote-1)

「障害者の権利に関する条約」では、障がいを従来の「医学モデル」で捉えるのではなく、「社会モデル」として捉えている[[2]](#footnote-2)。「社会モデル」とは、障がいは主に社会によって作られたバリア（社会的障壁）の問題であり、例えば、視覚障がいのある人が図書を読むことができず、情報の取得をしづらい場合、視覚障がいがあるという個人の属性が原因ではなく、点訳・音訳・拡大図書等のアクセシブルな図書が十分に提供できてないという社会的障壁（バリア）が原因であるという考え方である。本条約へ社会モデルの考え方が用いられたことにより、障がい者が直面する社会的障壁を減らしていく必要性とその取組の重要性が、世界に認識されることとなった。

視覚障がいに係る重要な制度として、2019（令和元）年６月には、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会を実現するために、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、また、2022（令和４）年５月には、障がいがあることで日常生活や災害時に必要な情報を得にくい情報格差の解消を図るため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されている。

このように障がいに関する法整備が進む中、2016（平成28）年７月、県では津久井やまゆり園事件という凄惨な事件が起き、あのような事件が二度と繰り返されないよう、同年10月、「ともに生きる社会かながわ憲章」が策定され、取組が推進されてきた。当事者目線の障がい福祉の推進が「ともに生きる社会かながわ」の実現につながるものであると考え、県は2022（令和４）年10月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を公布し、現在、施行に向けて準備が進められているところである。

　ともに生きる社会かながわ憲章が策定され、当事者目線の障がい福祉が推進され始める前より、視覚障がい当事者とともに生きる社会を目指して、視覚障がい当事者が日常生活・社会生活を送る上で必要不可欠なニーズを的確に把握し、県内のボランティアとともに必要な支援を提供する役割を担ってきたのが、「神奈川県ライトセンター」である。

ライトセンターは、1974（昭和49）年８月に、県内の視覚障がい者を対象として、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物、その他視覚障がい者が利用する各種情報を製作し、提供等を行う身体障害者福祉法第34条を根拠とする視覚障害者情報提供施設として設置された。併せて、各種相談・指導、視覚障がいに関するボランティア活動を志す方々の育成・指導の機能も担ってきた。

1993（平成５）年10月には、前施設の老朽化に伴って現施設の整備が行われ、それまでの視覚障がい支援の機能を拡充させるとともに、視覚障がい者の健康の増進や余暇活動に資するためにスポーツ振興機能が新たに加えられた。全国で唯一の総合的な視覚障がい支援施設として生まれ変わり、神奈川県の視覚障がい者にとって「重要な拠点」としての機能を今日まで果たしてきた。

　現施設となってから30年が経過することを契機に、ライトセンターがこれまで果たしてきた役割を振り返り、視覚障がい者を取り巻く環境が大きく変化した現代社会において、ライトセンターの果たすべき今後の役割を検討するために、本検討会は発足した。

　検討会は、学識経験者、当事者団体、支援機関等の関係者６名から構成され、ライトセンターの行う５つの事業を中心とし、近年施行された読書バリアフリー法等の視点も含め、幅広い検討を行ってきた。

　また、当事者目線の障がい福祉の理念に基づき、視覚障がい当事者や支援者の意見を今後のライトセンターのあり方に活かしていくため、複数の関係団体や機関[[3]](#footnote-3)にヒアリングを行った。関係団体等へのヒアリングは、令和４年６月から同年７月にかけて事務局により実施され、詳細なレポートが第２回検討会の資料として公表されている。したがって、本報告書の提言は、こうしたヒアリングを通じた各団体や機関からの意見も踏まえたものとなっている。

大変多忙な中、本検討会やヒアリングの趣旨を理解いただき、御対応いただいた団体各位・当事者及び支援者の皆様には、この場を借りて心からお礼を申し上げたい。

　今後も、誰もが地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、県内全域の視覚障がい者を支える拠点施設として、次世代にわたってライトセンターが果たしていくべき役割について、次のとおり報告書をとりまとめる。

なお、事業のあり方を検討する上では、当事者のニーズすなわち利用実績の数値等により、事業の優先順位をつけざるを得ない状況があることは致し方ないものであるが、「利用者が少ないので行わなくてもよい」という事業は存在しないと考えられる。そこで、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に鑑み、利用実績や経費という観点だけでなく、日常生活・社会生活上の必要性や他の者との公平性という観点から議論を行った。

かねてより多くのボランティアの力を借りてライトセンターが行ってきた視覚障がい支援とは、公的な制度の狭間にある人も含めて「誰一人取り残さない支援」であったはずであり、当事者目線の障害福祉を謳う神奈川県においては、今後もその理念を以て視覚障がい者の福祉を考えていくべきことを申し添える。

**１　神奈川県ライトセンターの現状と課題**

最初に、ライトセンターの沿革について説明する。

日本赤十字社の資料によると、遡ること1950（昭和25）年に日本赤十字社神奈川県支部により点字図書「赤十字愛の文庫」が設置され、県内の盲学校等に点字図書の贈呈を行った事業の開始に、ライトセンターの源流はある。1955（昭和30）年からは、点字図書室を設置し、点字図書の貸出を開始した。

点字図書室では、点字習得のための点字講習会を開始し、この活動に参加された方々により1959（昭和34）年に「神奈川県点訳赤十字奉仕団」が結成され、県内の視覚障がい支援に大きな貢献をしている現在の「神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団」（以下、「視援奉」という）へと変遷してきた。

1961（昭和36）年頃から、社会的に視覚障害者福祉施設の設置が要請されるようになり、県は、「視覚障害者更生援護施設建設構想」を打ち出し、図書館への出版機能と点訳・朗読奉仕者の機能を付加し、日本赤十字社神奈川県支部に運営を委託する形で、1965（昭和40）年に横浜市中区根岸に「神奈川県点字図書館」を設置した。

その後、点字図書館では、録音図書の製作・貸出、視覚障がい者とボランティアの交歓行事、学校等への普及啓発活動など、多種多様なニーズに応えて事業活動を拡大する中で、施設の拡充が必要となっていった。

こうした背景を受け、1974（昭和49）年8月、「神奈川県ライトセンター」が横浜市旭区に誕生した。ライトセンターは、視覚障がい者を総合的に支援する施設として、点字図書館時代から行う情報提供事業やボランティア育成事業に加え、視覚障がい乳幼児指導・日常生活指導・コミュニケーション指導・歩行訓練等を実施する指導訓練事業、一般県民に広く視覚障がいや視覚障がい者の理解を促す普及啓発事業を新たなサービスとし、その事業を開始した。

ライトセンター設立から10年を迎えた1983（昭和58）年、旧身体障害者更生指導所を改修して利用していた施設の老朽化に加え、視覚障がい支援の長期展望に立った施設の再整備が必要となったため、「神奈川県ライトセンターあり方委員会」が設置され、委員会からの提言がなされた。県ではこの提言を受け、「神奈川県ライトセンター検討会」を組織し、ライトセンターの役割及び機能を含む再整備に向けた検討を行うこととなった。

1993（平成5）年8月、現在のライトセンターの建物が竣工し、当時のニーズに即応したサービスを展開するべく、事業が開始される。センターは、情報提供事業、指導訓練事業、ボランティア育成事業、普及啓発事業の拡充にとどまらず、体育館、温水プール、卓球室、トレーニングルーム、ジョギングコース、グラウンド等の視覚障がい者専用のスポーツ施設が設置された。

県内では、障害者スポーツ文化センター横浜ラポールが平成４年８月に横浜市により設置されているが、視覚障がい者のみを対象としたスポーツ施設が点字図書館に併設される施設形態は先進的なものであり、全国的に見ても唯一の存在であった。ライトセンターは情報提供事業における先進的な取組により、全国の視覚障がい支援を牽引してきただけでなく、視覚障がい者がスポーツを楽しむという文化を築き上げてきた経過がある。

再整備から30年近くが経過したことによる施設の老朽化もさることながら、共生社会を目指し、視覚障がい者が住み慣れた地域でその人らしく安心して生活するために、必要な支援を地域社会に普及させる新しい役割が求められる等、ライトセンターのあり方を再検討すべき時期に差し掛かっている。

70数年前に「赤十字愛の文庫」から始まったライトセンターの歴史を踏まえた上で、現在のライトセンターを形作る５つの事業の内容、その現状と課題についてまとめていく。

**（１）情報提供事業の事業内容及び現状と課題**

人間の受け取る情報の８割は視覚からの情報であると言われている。そのため、視覚からの情報を得ることができない視覚障がい者にとって、視覚情報の補償は必要不可欠である。特に、文字情報は、日常生活・社会生活を送る上で重要であり、点訳・音訳・拡大写本等のアクセシブルな形式に変換されることは極めて重要なことである。ライトセンターでは、視覚障がいを理由に情報取得が妨げられることのないよう、点訳・音訳・拡大写本等のアクセシブルな情報提供をニーズに合わせて行っている。

**【事業内容】**

〇　点字や録音図書（デイジー（CD））等の製作、閲覧、貸出等

〇　インターネットを通じて、視覚障がい者に様々な情報を点字や音声で提供する「サピエ」を活用した読書環境の提供

〇　ニーズに応じた個人的な資料などの製作や対面で音読するプライベートサービスの実施

〇　ホームページやメールマガジン、ライトセンターだよりを通じた各種情報提供の実施

**【現状】**

（製作について）

〇　点字、録音図書、雑誌の製作・発行を行っており、その多くが視援奉をはじめとするボランティア団体の協力によって作成されている。

〇　利用者からの意見や要望も踏まえ、蔵書数は毎年度増冊している。

〇　録音雑誌については、全国最多の発行数となっている。

〇　他館では製作困難である難易度の高い図書の製作も行っており、完成した図書の質についても、利用者や他館から高い評価を得ている。

〇　図書の製作は利用者からのリクエストも受けて、その中から選書委員会で選書をして製作をしている。

〇　録音図書、デイジー図書へのニーズが圧倒的に多い。録音は、今までのUSBを使った製作からパソコン録音に移行しており、作業にあたるボランティアの勉強会や録音環境の整備を進めている。

〇　インターネット（サピエ）では、他の点字図書館等と重複製作ができないという決まりがあるため、必ずしもライトセンターの利用者が希望する図書を製作しているわけではなく、全国の点字図書館等が役割分担をして製作している。

（貸出数について）

〇　来館等による貸出件数は減少傾向にあるが、利用者はインターネット（サピエ）を活用しているため、多くの蔵書をサピエに提供している。

〇　拡大図書の製作は、ライトセンターのボランティアの貢献が大きいが、最近では、タブレット端末が活用されており、利用者は多くない。紙媒体の拡大図書からデジタルの活用へとニーズが変化していることが考えられるため、今後、さらにヒアリングを行う予定である。

（プライベートサービスについて）

〇　個人の要望（例えば、指定された文字サイズや配色で拡大図書を作成して欲しい等）に応じて図書の製作を行うプライベートサービスでは、説明書やパンフレットの作成等にも対応している。ただし、内容、ボリューム、ルビの有無等で、製作の時間は左右されるため、提供までの時間は都度異なる。

〇　コロナ禍において、サービスの提供はオンラインでも行っている。

〇　近年、インターネットを利用した図書サービスが提供されていることから、障がい者からの利用に関する相談窓口を設置し、サービスを利用するために必要なパソコン設定等を手伝うボランティアを派遣している。

（各種情報提供の実施について）

〇　コロナに関する情報を高頻度で発出したこともあったが、頻度が多い、不安になる、文字が多いなどの意見があり、県からのコロナに関する重要なお知らせ等以外は、定期発行にとどめている経過がある。

**【課題】**

〇　各人が望む形でのよりアクセシブルな情報、欲しい時に時間差なく手に入る情報等、利用者のニーズに合った図書や情報の提供が必要である。

〇　外出ができない、インターネットが使えない等、情報を得られにくい視覚障がい児・者にも必要な情報を届けられる体制の強化が必要である。

〇　読書バリアフリー法の施行により、障がい者が利用しやすい図書館の体制整備や図書の普及など、読書を楽しむことができる環境のさらなる整備が必要である。そのためにも、神奈川県として読書バリアフリー計画を策定する必要がある。

〇　ICTやテクノロジーを活用し、視覚障がい者が多種多様な情報にアクセスしやすくするための取組が必要である。

**（２）相談訓練事業の事業内容及び現状と課題**

視覚障がいになるとそれが原因で、少なくとも２人に１人は死を考えると言われている[[4]](#footnote-4)。また、うつ病を始め、睡眠障害、不安障害、パニック障害など心に関連した病気になることも少なくないと言われている[[5]](#footnote-5)。そのため、失明が告知された後、出来るだけ早期に、精神的なケアを受けたり、利用できる福祉サービスや訓練等について相談できる場所があることは、極めて重要である。ライトセンターでは、各種相談および日常生活に必要な訓練等を視覚障がい者へ提供している。

**【事業内容】**

〇　相談及び訓練…視覚障がい者及びその家族、関係者からの日常生活全般、白杖・歩行、点字、心のケアや、パソコン、スマートフォン、タブレット等のIT機器の使用方法等への相談に電話・来所・訪問により対応している。

〇　視覚障がい児指導及び保護者支援…特別支援学校の教員や視覚障がい児の保護者等と連携しながら、地域を超えて交流と情報交換の場を提供している。

〇　コミュニケーション指導…点字の個別指導や利用者のニーズに合わせたパソコン操作のマンツーマンサポートを実施している。

〇　在宅援助活動…視覚障がい者の自宅等に出向き、代筆・代読、衣類や書類の整理等、視覚障がい者が必要とする様々な支援を実施

* 視援奉の活動として実施している。

〇　デジタル機器個別相談会…IT機器の基本操作練習、興味のある機器の操作体験および相談会を実施している。

〇　視覚障がい者向け相談＆機器体験会…関係機関や企業に呼びかけ、ワンストップサービスを目的に地域に出向いて実施している。

〇　利用者交流広場の開催…利用者同士が気軽に情報交換できる場としてサロンを設け、フリートークの他、スマホ・タブレットや点字、外出等をテーマとした懇談形式で実施している。

〇　専門研修の受入や他団体への事業協力…国の実施する研修や視察、他団体が実施する視覚障がい児・者を対象とした行事への協力している。

**【現状】**

（相談・訓練の内容と支援件数について）

〇　支援内容は、日常生活訓練、歩行訓練、ＩＴ機器の操作相談、読書機器の操作支援、点字指導、幼児相談、こころのケアなど、多岐にわたっている。

〇　平成28年度から令和元年度にかけて、相談・指導訓練の支援件数は増加傾向にあり、視覚障がい者及びその家族等への電話・来所・訪問による相談支援、白杖・歩行、点字、パソコン等の指導訓練は、視覚障がい者の生活を支えるための機能として、重要な役割を果たしている。

〇　県立の視覚支援学校（以下、「盲学校」という）と役割分担をしているため、視覚障がい児に対する支援機能は少ないが、就学前の乳幼児や通常の学級に在籍している児童生徒からの要望はある。

（地域に出向いての相談・訓練について）

〇　ライトセンターへの来館による相談・訓練だけではなく、県内各地に職員が出向いての支援を日常的に行っている。現在、相談担当の職員が４名（内、歩行訓練士３名、ピアカウンセリングの職員1名）の体制で支援を行っており、把握している限りでは待機者はいない。

（視覚障がい児への相談・訓練について）

〇　幼児指導（通称：ひよこ教室）は、ライトセンターにて定期的に開催していたが、盲学校・幼稚部における相談支援機能の活用が広がったことや児童数が減少したこともあり、スタッフ複数名が待機していても利用者が誰も来ない状況があった。県および関係各所と調整を行った結果、約1年間の周知期間を設けた上で、集合型の定期教室としての機能を終えた経過がある。

〇　その後、現在のキッズルームに模様替えを行い、子ども・保護者同士の交流の場を提供するとともに、視覚障がい児や保護者対象のイベント等を継続的に開催している。なお、ひよこ教室での幼児指導が終了後、社会状況が変化したこともあり、ひよこ教室の重要性が再評価されつつある。

**【課題】**

〇　高齢化社会に伴う中途視覚障がい者の増加等も考えられ、今後さらにニーズの増加や多様化が見込まれる相談・訓練の機能は、さらなる充実を図る必要がある。

〇　視覚障がい者が主な対象となっている専門的な指導や訓練の対象を、視覚障がい児（乳幼児やその家族を含む）にまで拡大する見直しが必要である。

〇　Society5.0（超スマート社会）に対応できるように、ICT等を活用し、視覚障がい児・者が、より安心安全な生活を送れるようにするための取組が必要である。

**（３）ボランティア育成事業の事業内容及び現状と課題**

共生社会を実現するためには、視覚障がい者にとってのバリア（社会的障壁）を取り除き、包摂的（インクルーシブ）な環境（人的環境を含む）を構築する必要がある。ライトセンターがボランティアと共に、長年、取り組んできた点字・音訳・拡大写本・誘導等の活動は、アクセシブルな図書を増やす等の物理的な環境整備だけでなく、ボランティア活動を通した人材育成でもある。特に、点字・音訳・拡大写本等の各分野において高い技術力を持つ神奈川県のボランティアは、全国的に見ても先進的な取組を常に実践してきており、他の地域のボランティア育成のモデルにもなっている。

**【事業内容】**

〇　ボランティア養成講座…点訳・録音・拡大写本・誘導・スポーツ＆レクリエーションボランティア講座等の各種養成講座を実施している。

〇　ボランティア研修…視覚障がい支援の技術向上を図るための研修を実施している。

〇　ボランティア団体等の指導育成…県内の視覚障がい支援に関わるボランティア団体の活動を支援している。

**【現状】**

（ライトセンターに関わるボランティアの状況について）

〇　県の視覚障がい支援は、県内で活動する約3,000名のボランティアの人々によって支えられている。ライトセンターを拠点として活動する視援奉をはじめとし、105グループが、視覚障がい支援に関する様々なボランティア活動を行っている。[[6]](#footnote-6)

〇　活動内容としては、点訳を中心に行っている団体が29グループ、音訳を中心に行っている団体が46グループ、朗読を中心に行っている団体が４グループ、拡大写本を中心に行っている団体が13グループ、誘導を中心に行っている団体が５グループ、総合的に支援を行っている団体が２グループ、その他が６グループである。

〇　その活動の多くは、視覚障がい者の地域生活を支えるとともに、情報提供等のライトセンター事業を支える大きな役割を担っている。

（ボランティアの養成について）

〇　ライトセンターは、視援奉をはじめとするボランティア団体と車の両輪となり、視覚障がい者の地域生活に必要不可欠なボランティアの養成や活動支援を実施してきた。

〇　点字・録音図書の製作、外出時等の誘導、在宅者の援助、パソコンやスマートフォン等の利用支援等を行うボランティアを養成する他、ボランティア活動の拠り所となっている。

〇　視援奉や県内のボランティアグループから講師の派遣を行い、ボランティア養成や勉強会に対応している。

（視援奉について）

〇　昭和34年に「神奈川県赤十字点訳奉仕団」として結成され、昭和57年に「神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団」となる。ライトセンター開所以前より視覚障がい支援として、点訳や音訳に関するボランティア活動を行ってきた。[[7]](#footnote-7)

〇　視援奉の活動は「視覚障がい者援助」ではなく、「視覚障がい援助」である。これは、「障害者の権利に関する条約」における障がいの社会モデルに通じる考え方であり、視覚に関する障がいは個人にあるのではなく、社会に存在しているという認識に基づいている。障がいの社会モデルが広く知れ渡るよりも前から、社会的障壁を減らすことに取り組んできたボランティア団体である。

〇　現在は、６つの部会（点訳・誘導・録音・拡大写本・在宅者援助・スポーツ・レクリエーション）、４つのグループ（幼児教材作製・デジタル録音図書編集・ITサポート・電子書籍製作）に分かれて活動を行っている。

〇　現在の施設が開所して以降、最大800人以上のボランティアの登録があり、「わたしたちは目のかわりをしています」という理念を掲げ、県内の視覚障がい支援を牽引し続けている。なお、この理念は、現在の社会が、視覚障がい者を包摂しきれてないことを端的に表現しており、ボランティア活動に参加していない県民の障がいに対する意識を変革する意義があると考えられる。

**【課題】**

〇　新型コロナウイルス感染症による活動自粛等の理由により、視援奉の登録者（団員）数は500人台に減少している。

〇　ボランティアは、県内各地域の視覚障がい者の生活を支える重要な役割を担っており、ライトセンターの運営を支える要にもなっている。今後も一人ひとりのニーズに応えられる支援を安定的に継続するためには、ボランティアのさらなる育成が必要不可欠である。

〇　社会環境やライフスタイルの変化等の影響を受け、ボランティアの人数は減少傾向にある。その一方で、障害者差別解消法や読書バリアフリー法の施行等により、録音図書やデイジー図書等への対応ニーズは増加が見込まれるため、より多様なニーズに見合ったボランティアの養成や活動支援の検討が必要である。

**（４）スポーツ振興事業の事業内容及び現状と課題**

　人生100 歳時代を迎える中で、スポーツは、心身の健康の保持増進に重要な役割を果たし、人と人との交流を促進するなど、「未病を改善する」ことにつながるとともに、いのち輝く健康で活力に満ちた地域社会の実現や、県民の誰もがともに生きる社会の実現に不可欠である。そこで、県では、2015年１月に「かながわパラスポーツ推進宣言」を発表し、すべての人が自分の運動機能等に応じて、生涯にわたりスポーツを「する」「観る」「支える」ことができるよう、「かながわパラスポーツ」を推進している。[[8]](#footnote-8)

視覚障がい者にとってもスポーツを通した心身の健康の保持増進は重要であり、人生を豊かにするためのレクリエーションの一つとしてもスポーツを楽しむ環境整備は必要不可欠である。しかし、視覚障がい者が、スポーツを安心して、安全に楽しむためには、物理的な環境整備や人的な支援体制等が必要不可欠である。ライトセンターでは、視覚障がい者のスポーツの振興のために、全国に先駆け、施設の充実、地域のスポーツ施設への働きかけ等を行ってきた。

**【事業内容】**

〇　スポーツ活動の場の提供…視覚障がい者用の体育館、プール、トレーニングルームの提供している。

〇　スポーツ教室等…視覚障がい者の健康増進を図るため、水泳や肩こり腰痛ケアなど、各種スポーツや健康体操教室などを実施している。

〇　スポーツ大会への協力等…フロアバレーボールや卓球等を他団体と共催している。

〇　地域スポーツ振興…地域に出向いて、各地で活動するボランティア等に視覚障がい者向けスポーツを紹介するなど県民や視覚障がい者にスポーツを楽しんでいただく機会を創出している。

**【現状】**

（ライトセンターのスポーツ施設について）

〇　視覚障がい者専用の体育館、プール、トレーニング室等のスポーツ施設を備えた施設は、本県独自のものである。

（ライトセンターのスポーツ施設の利用状況や利用者数について）

〇　スポーツ施設は、物理的環境整備の面でも、指導員等の人的な支援体制の面でも、高く評価されてきた。

〇　スポーツ施設の運用を開始した頃は、他に類を見ない施設であったため、注目度も多かった。しかし、施設が老朽化したり、視覚障がい者が利用出来るスポーツ施設が増えてきた等の理由により、近年、施設所在地周辺の利用者が多く、利用者が固定化される傾向にある。

〇　スポーツ施設設置当初から、スポーツ施設の利用者数が多いわけではなかったが、特にプールについては利用者数が伸びなかった。過去には、視覚障がい以外の障がい者の利用を認めたこともあったが、視覚障がい以外の障がい者の利用が増加したことで、視覚障がい者から利用がしにくいという声も上がった。事故が起こったこともあり、視覚障がい者のみの利用に戻した経過がある。

〇　夜間利用について、安全管理上スタッフを複数名配置していたが、利用者が少ない状況が施設設置当初から見られた。利用者ニーズ調査等を行い、夜間利用を停止した時期や再開した時期もあったが、利用状況の変化が見られなかったため、最終的に夜間利用を停止した経過がある。

（ライトセンターのプールについて）

〇　視覚障がい者が安心して安全に利用できるプールとして注目されてきたが、老朽化に伴い、プール槽、ボイラー等の付帯設備の交換等について再整備が必要な状況にあり、令和２年度から利用を停止している。

〇　プールの再整備費、運営にかかる光熱水費、人件費、修繕費等の経費が大きい一方で、利用実人数は少なく、利用者も固定化されている状況がある。

（地域におけるスポーツの振興について）

〇　県内各地域でのスポーツ振興については、ライトセンター設置当初から重視してきた。県内各地に出向いて体験教室等も開催してきたが、参加者は非常に少ない。

〇　県内のスポーツ施設へのアンケート調査や利用状況の聞き取り、対応が必要であればスタッフを派遣したアドバイスを行う等の支援を継続してきた。しかし、スポーツ施設からの派遣や相談のニーズは少なく、視覚障がい者のスポーツ施設利用自体が多くないという声も聞いている。

**【課題】**

〇　視覚障がい児・者が、県内のどこの地域に住んでいても、身近な場所で安心してスポーツを楽しめる環境の整備が必要である。なお、視覚障がい者が一般のスポーツ施設を利用するためには、施設までの安全な移動方法の確保、施設内のバリアフリー整備、他の利用者との衝突の回避等の人的支援、情報補償等が必要不可欠である。

〇　共生社会におけるスポーツ活動の場とは、どのようにあるべきかということを踏まえて、ライトセンターのスポーツ振興事業について検討していく必要がある。また、共生社会におけるスポーツ施設の在り方に関するガイドライン等の策定が必要だと考えられる。

**（５）普及啓発事業の事業内容及び現状と課題**

ライトセンターのような視覚障がい者を包括的に支援する施設があっても、その存在自体が知られていなければサービスを受けることができない。視覚障がいがあることがわかったら、すぐに適切な支援を受けられるようにするためには、ライトセンターの存在を県内全域に伝えていくことが重要である。また、ライトセンターはこれまで様々な形で普及啓発に取り組んできたが、共生社会を目指す中では、視覚障がい者にとっての社会的障壁が何であり、どのように解消すべきなのかについて、県民への普及・啓発活動をさらに促進する必要がある。

**【事業内容】**

〇　広報

・　機関紙「ライトセンターだより」の発行…点字版・録音版・拡大文字版は利用登録者に、墨字版は県内ボランティア団体および関係機関に配布している。

・　ホームページによる情報提供…ボランティア養成講座、視覚障がい者への各種教室のお知らせ、ライトセンターだより墨字版・点字版の掲載等、ホームページに情報を掲載している。

・　メルマガの配信…各種教室の参加募集や、タイムリーな情報提供の手段として、メール配信（メルマガ）を実施。センター全体、キッズ、図書情報の３種類を発行している。

〇　啓発活動

・　施設公開…視覚障がいについての理解促進を目的として、県民を対象に、施設公開を開催。見えにくさの体験（ロービジョン体験）、誘導体験、点字や録音の体験等も行い、ライトセンター事業についても紹介している。

・　移動ライトセンター…県内各地のイベント等に出向き、視覚障がい者の日常生活用具や各種機器の展示、点字体験、並びにボランティア相談等のライトセンター事業を紹介するなど、視覚障がいについて理解を深めるための活動を実施している。

〇　交歓活動

・　クラブ活動…英会話、オカリナ、カラオケ、コーラス、サウンドテーブルテニス、サウンドテニス、社交ダンス等、全36クラブが活動する他、クラブ活動の行事への協力をしている。

・　理解促進活動…小学校、中学校、高等学校、各種専門学校等を対象に、視覚障がいについての理解促進を目的にした「視覚障がい理解のための福祉教室」を開催している。また、小中学校教職員、小中学生および保護者、ホテル従業員等のサービス事業所の社員を対象とした教室も開催している。

・　施設見学…各種団体や個人の見学希望者に対し、施設をより理解してもらうための「施設見学会」を実施している。

・　日常生活用具の普及…展示コーナーにて視覚障がい者が日常生活をより円滑に行うために必要な日常生活用具を展示している。

**【現状】**

（普及啓発について）

〇　県内各地に出向いての視覚障がいに関する様々な情報発信、各種福祉教室の開催等、視覚障がいや視覚障がい児・者の理解促進のための活動を継続している。

（普及啓発活動への参加者数について）

〇　普及啓発活動には、毎年度一定の参加がある。

（関係機関への普及啓発について）

〇　県内市区町村（手帳交付の窓口職員）および社協にライトセンター職員が出向き、ライトセンターの存在や事業内容の説明を行ってきた。

〇　眼科医、神奈川県生活技術研究協議会（神奈川県ライトセンター、（社福）神奈川県総合リハビリテーション事業団 七沢自立支援ライトホーム、（社福）光友会 藤沢障がい者生活支援センター、川崎市視覚障害者情報文化センター、（社福）横浜訓盲院　生活訓練センター、（公財）日本盲導犬協会　神奈川訓練センター、横須賀市点字図書館、藤沢市点字図書館、神奈川県立平塚盲学校、横浜市立盲特別支援学校、横浜訓盲学院、NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会、国立県営神奈川障害者職業能力開発校、（社福）神奈川県社会福祉事業団 横須賀養護老人ホーム、一般社団法人ピアプレース）等の関連機関との連携を行っている。

**【課題】**

〇　視覚障がいであることがわかった時点で、ライトセンターが提供している各種のサービスや専門家と繋がることが出来るように、広く県民全体への周知が必要である。

〇　新型コロナウウイルス感染症感染防止の影響により、集合型の普及啓発活動が実施しづらくなっており、オンライン等を活用した普及啓発が必要となっている。

〇　視覚障がい者が、住み慣れた場所で、必要な社会資源やサービスを利用しながら、安心安全に生活していけるよう、視覚障がい者が直面する社会的障壁を取り除き、社会参加の一層の促進を図るために、県域全体をカバーできる仕組みを構築する必要がある。

**（６）その他**

最後に、ライトセンターの現状と課題に言及する際には、上記５つの事業の運営に大きな影響を与える「指定管理者制度」についての理解が必要である。

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的」（平成15年７月17日総務省自治行政局長通知）に、平成 15年の地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、従来の管理委託制度に代えて導入された。県は、直営による運営に比べて効果的と判断される施設に、順次、指定管理者制度を導入している。[[9]](#footnote-9)

ライトセンターは、平成18年度より指定管理者制度の適用を受けており、指定期間は５年とし、第１期から第４期までは、日本赤十字社が指定管理者として指定されてきた経過がある。

（指定管理者制度における運営状況と課題について）

〇　平成18年度から導入された指定管理者制度による、運営への影響は顕著である。指定管理者制度への移行は、サービス向上と経費節減が目的とされたが、施設運営には経費節減の影響が非常に大きく出ていると言える。

〇　平成18年度以前の委託運営時は、正規常勤職員[[10]](#footnote-10)29名を定数として運営していたが、指定管理者制度導入後は、管理費、事業費の削減のみならず、さらなる経費節減のため、結果的に人員削減が必要となった。その結果、令和３年度末には正規常勤職員を18名まで削減せざるを得ない状況になっている。夜間利用の停止や幼児指導事業の終了等については、利用者の減少以外にも経費節減の影響を大きく受けている。

〇　経費節減をしても指定管理上の業務は減らないため、安全に事業を行うためには、正規職員を非正規職員[[11]](#footnote-11)に転用し職員数を確保せざるを得ない。当初は経費節減の効果もあったが、国の同一労働同一賃金の考え方や、非正規職員の処遇改善の法整備などもあり、経費削減の効果は少なくなっている。

〇　ライトセンターの指定管理期間は５年間と定められているが、これが雇用の継続性に大きな影響を生んでいる。中長期的な視点に立った事業運営は、指定管理者制度、かつ５年の指定期間というものでは現実的に難しい。

〇　正規職員と非正規職員とのモチベーションの違いや、継続した雇用の難しさ等の影響がある。雇用の不安から離職する職員も出てきているため、専門性が求められる職員の雇用や、雇用の維持も容易ではなくなっており、専門性の維持が難しくなっている。

**２　検討会および関係団体ヒアリングにおける意見**

　当事者目線の障がい福祉の理念に基づき、視覚障がい当事者や支援者の意見を今後のライトセンターのあり方に活かしていくため、「NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会」「神奈川視覚障害者の生活と権利を守る会」「社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団」「神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団」「神奈川県立平塚盲学校PTA」「神奈川県立平塚盲学校乳幼児相談」「NPO法人View-Net神奈川」「ひよこの会」の８つの団体及び関係機関にヒアリングを行った。

本ヒアリングは、第１回検討会終了後に当たる令和４年６月から同年７月にかけて、対面もしくはオンラインにより、１団体当たり１～３時間程度の時間を設け、ライトセンター事業及び視覚障がい支援について感じていること等について、事務局が聴き取るという形で実施した。詳細なレポートは、第２回検討会の資料として公表されている。[[12]](#footnote-12)

　ヒアリングの内容は、ライトセンターの柱となる５本の事業に関して、これまでライトセンターを利用してきた中で感じていること、今後のライトセンターに求める役割について自由に意見を出してもらうこととし、ライトセンターをそれまで利用したことがない場合には、なぜ利用に至らなかったのか等について聴き取っている。

　これらの関係団体ヒアリングにおける意見を検討会の場において共有し、議論を深めることで、ライトセンターのあるべき理想の形を検討会として具体化していく作業を行った。また、そのあるべき理想の形を踏まえた上で、現ライトセンター運営者である日本赤十字社より、ライトセンターの運営の実際について、費用面を含めた現状と課題の説明を行った。理想と現実の双方を理解した上で、今後のライトセンター事業がどうあるべきかの検討を行った。

ライトセンターの現状と課題、上記ヒアリング等の内容を踏まえて、検討会ではライトセンター事業に関する活発な意見交換がなされた。提言に先立ち、これまでの検討会において、今後のライトセンターのあり方を考える上で考慮すべき事項について、構成員から提案された意見および関係団体のヒアリングにおいて指摘された意見について、事業ごとに紹介する。

**（１）情報提供事業**

情報提供事業は、視覚障がい者にとって必要不可欠であり、これまでライトセンターは重要な役割を果たしてきたが、社会の情報化が加速されること等を考慮すると、解決しなければならない課題が多いことが指摘された。以下に、主な意見を示した。

* 1人ひとりのニーズにあったアクセシブルな情報提供
* 図書館サービスの充実に向けた点字図書館の役割
* 誰もが利用しやすいプライベートサービス
* 読書バリアフリー法等への対応

【1人ひとりのニーズにあったアクセシブルな情報提供】

〇　視覚障がいは情報障がいと言われることもあり、１人ひとりのニーズに基づいた柔軟な情報提供が極めて重要である。

〇　団体[[13]](#footnote-13)に所属する430名前後の当事者会員のうち、およそ４人に１人はメールや点字が使えない状況だが、受信したメールだけは読めるという人もいる。視覚障がい者は、どこに何の情報があるかわからないからこそ、たくさん情報を出してほしいという要望がある。自分で調べて情報を集められる人はよいが、どのような情報がどこにあるかわからない人への支援が必要である。

〇　情報発信する側は、どういう形式（点訳・音訳・拡大等）で発信するかにとどまらず、それぞれの人が必要とする形式に限りなく近づけて提供を行うことが大切である。

〇　ライトセンターだよりはメールの配信があった方がよい。ホームページへの掲載のみでは、パソコンスキルのある人でなければ読むことができない。メールマガジンであれば、配信されれば読むことができる。

〇　選挙情報やライトセンターだよりの封筒等に、点字表記がないときがある。内容物が何か、開けてみないとわからないのは、不案内である。

〇　ライトセンターのホームページは、探したい人が必要な情報をすぐに見つけられる構造になっていないと感じる。例えば、関係機関についても電話番号を載せるだけではなく、リンクを貼る等の工夫が必要である。

〇　選挙情報について、ライトセンターの登録者には送られるが、登録者のみが受け取れ、登録者以外は受け取れないという問題がある。県としてどう情報保障をしていくかを検討し、必要に応じてライトセンターとの関係の中で、取組を進めてほしい。

〇　障害者総合支援法では、障害福祉サービスの同行援護と居宅介護の中で代筆・代読の支援を受けられるが、全国的に取組が弱い[[14]](#footnote-14)。ライトセンターでは、これまで視援奉が先駆的に代筆・代読の支援を行ってきた。

○　在宅で生活する視覚障がい者にとって重要な代筆・代読等の支援について、より質の高い専門的なサービスとして対応できるよう、これまでの支援に加え、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた代筆・代読支援の実施や、支援者の養成を行う体制を整える必要がある。

　【図書館サービスの充実に向けた点字図書館の役割】

〇　ライトセンターでは、視覚障がい者に利用しやすい図書を広く提供してきたが、デイジー図書等の郵送対応を行っていることを知らない人もいるため、読書にたどりつけない視覚障がい者がいる。必要な情報が当事者にしっかり伝わるように広報してほしい。

〇　インターネットが使えない、ライトセンターまで足を運ぶことができない等、現状のライトセンターから必要な情報を得られにくい視覚障がい児者にも、県内の点字図書館が連携し、必要な情報を届けられる仕組みが必要である。

【誰もが利用しやすいプライベートサービス】

〇　ライトセンターでは、個々の視覚障がい児者のニーズに対して、点訳、音訳等のプライベートサービスを実施しているが、説明書などスピーディな対応が必要なものについて、依頼してから納品までの時間がかかることもあるので、利用者に現状に関する理解を求めると同時に、対応策を検討する必要がある。

〇　プライベートサービスを迅速に実施するための一つの方法として、ワンストップ窓口としてライトセンターが相談を受け、県内のボランティア団体に広く作業を依頼するという方法の検討が必要である。

〇　社会のデジタル化が推進されている中で、視覚障がい者が誰一人取り残さないようにするために、アクセシビリティに関する相談支援体制をさらに充実させる必要がある。特に、プライベートサービスで行われているICTの支援の拡充が必要不可欠である。

〇　仕事をしていてもタイムリーにプライベートサービスを利用できる仕組みが必要である。

〇　拡大写本に関する県内ボランティアの取組については、拡大写本の重要性、研修等を通した知識や技術を全国に広めていった歴史を踏まえ、ニーズの掘り起こしを行ったり、新たな活動の可能性について検討したりする必要がある。

〇　最近ではICTの普及に伴って、拡大写本の利用者は減少傾向にあるが、ニーズはある（例えば、デジタル教科書が登場しても、紙の拡大教科書を必要とする児童生徒は多い）ため、普及啓発を継続する必要がある。また、拡大教科書は、弱視（ロービジョン）だけでなく、発達障害のある児童生徒にも活用されているため、新たなニーズの掘り起こしも必要だと考えられる。さらに、ICTを活用した読書に適したデジタルデータの作成方法等についても検討が必要である。

【読書バリアフリー法等への対応】

〇　ライトセンターは、点訳・音訳・拡大写本等のアクセシブルな図書について、全国的にも先駆的な取組を進めてきたところであるが、今後に向けては読書バリアフリー法の基本計画を定め、県全体で取組を進める必要がある。

〇　読書バリアフリー法とともに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」への対応も重要であり、ライトセンターの今後の機能については、この２つの法律への対応を併せて考える必要がある。

〇　読書バリアフリー法に関しては、ライトセンターが中心になり、障がいの有無にかかわらず全ての県民が文字・活字文化の恵沢を享受できる環境が維持継承できるようにしていく必要がある。

〇　読書バリアフリー法における「図書の製作人材・図書館サービス人材の育成等」はとても重要だが、県内には、高い専門性を持ったボランティアが多数いる。ボランティアグループ数の減少や、高い専門性を持つ人材の養成・確保について、読書バリアフリーや情報保障と絡めて、今後のセンターの役割の中で大切な柱として位置づけておく必要性がある。

**（２）相談訓練事業**

　視覚障がい者や家族からの相談、そして生活に必要な訓練を行う相談訓練事業は、視覚障がい者の日々の生活や安全に直結する事業のため、必要不可欠であり、これまでライトセンターは相談支援、訓練の両面で重要な役割を果たしてきた。しかし、インクルーシブ社会が推進される中で、利用者と専門家のつなぎ方、乳幼児やその家族に対する支援等、新たな課題も多いことが指摘された。以下に、主な意見を示した。

* 歩行訓練の必要性と地域での訓練
* 乳幼児相談支援（家族支援を含む）体制の必要性
* ライトセンターへ繋がれていない人へのアウトリーチ[[15]](#footnote-15)支援
* 早期介入・早期支援の必要性
* 生活に欠かすことのできないICT訓練の充実

　【歩行訓練の必要性と地域での訓練】

〇　国連障害者権利条約にも定められている通り、視覚障がい者が安心して安全に移動できるようにするための措置は重要なことである。特に、出来る限り、自立して移動できるようにすることは、極めて重要であり、ニーズに応じて歩行訓練を提供できる体制整備は必要不可欠である。

〇　どこにも出かけられないのではないかと不安になったが、安全な歩行方法などを細かく指導してもらったことで、出歩けるようになったという利用者の声がある。そのため、見えなくなっていく状況の中で、見え方やニーズ等は変化していくため、その時点で必要な歩行技術を提供することが重要である。

〇　障害者総合支援法の障害福祉サービスである同行援護等は、障害福祉サービス事業所との契約、利用には予約が必要である。ライトセンターの歩行訓練は、急ぎの時にも対応してもらえ、単発での訓練もできる貴重な存在である。

〇　訓練のできる施設に通所して受ける歩行訓練だけではなく、住み慣れた地域で受けられる歩行訓練が必要である。生活環境の変化があった際などには、再度歩行訓練が必要になる。歩行訓練士が地域を訪問してくれ、気軽に訓練を受けたり、相談したりできるような体制整備が必要不可欠である。

〇　現時点では、ライトセンターには歩行訓練の待機者はいないが、視覚障がい者の人数を考えると、ライトセンターと繋がることが出来ていない潜在的なニーズがあるのではないかと考えられる。ライトセンターとは別に、県として、県域全体の歩行訓練の実態把握を考える必要がある。

　〇　視覚障がい者が安心・安全に移動できるようにするためには、歩行訓練だけではなく、街づくりの問題（例えば、音の出る信号機［音響装置付信号機］の設置が必要な場所や点字ブロック［視覚障害者誘導用ブロック］の敷設・改修が必要な場所等）があった場合に、専門的なアドバイスを行う役割も必要不可欠である。街のバリアを解消するための専門的知見からのアドバイスは、引き続きライトセンターが担う必要がある。

【乳幼児相談支援体制の必要性】

〇　乳幼児の家族等に対するヒアリングの結果、標準的な眼科検査が実施できない乳幼児の場合、明らかに全盲でなければ、経過観察となり、身体障害者手帳が交付されない場合があることがわかった。また、自治体によっては、同行援護や日常生活用具給付等の障害福祉サービスに年齢制限を課している場合もあることがわかった。このように、視覚障がいがあることは明らかなのに、相談支援を受けたり、必要な福祉サービスを受けたりすることが出来なくて、困っているケースへの相談支援体制の確立は必要不可欠である。

〇　ヒアリングでは、利用者が減少したこと等が理由で、ライトセンター主催の幼児教室（ひよこ教室）は閉鎖されたわけであるが、閉鎖されて始めて、その役割の重要性に気づいたという保護者の声もあった。盲学校の幼稚部等に在籍したり、相談に行っていても、児童生徒数の減少等が理由で、他の保護者に会うことは少なく、保護者の横の繋がりがほとんどなくなってしまい、不安を抱えているという声もあった。

〇　これらのヒアリング結果から、就学前の乳幼児を持つ保護者には、大人とは異なる独自のニーズがあり、視覚障がい乳幼児及びその家族を支援する専門家に相談できる機会が必要不可欠であることがわかった。障がい児を育てる保護者は、育児のこと、福祉のこと、障がいのこと、すべてがわからないので、定期的に相談できる環境があることで、保護者の育児の孤立を防ぐことが重要である。子どもの年齢が小さいうちは保護者、特に、母親の負担が大きく、育児に対する不安や家庭内でも孤立してしまい心身のバランスを崩すケースもある。

〇　コロナ禍になってからは、年に数回ライトセンター主催の幼児向けオンライン相談会が実施されているが、子どもたちの障がいの実態や日頃の様子を知っている専門家に相談できる訳ではないので、一般的な育児相談と同じようになってしまう可能性がある。子どもによって障がいの実態も発達の仕方も異なるため、定期的に対面で会い、日頃の様子を見てもらった上で相談できる体制整備が必要不可欠である。

〇　各盲学校でも管轄の病院を回って幼児相談のパンフレットを渡す等の努力をしているが、パンフレットを見ただけでは直接相談に結び付くことは少なく、適切な相談機関と繋がることができていないケースがある。また、両親が共働きのケースが多く、仕事がない週末等に相談を希望するケースや訪問を必要とするケースもある。そのため、盲学校と役割分担をしつつ、電話や巡回でも丁寧な相談支援を行える専門的な役割を、ライトセンターが担うことが重要である。ライトセンターには、かつてひよこ教室があり、現在も幼児の相談を受けている実績があるので、これらのサービスを継続・発展できるようにしていく必要がある。

○　盲学校の相談時間は平日の昼間のため、保護者がともに就業している場合、相談に行けないこともある。ライトセンターで乳幼児相談を実施していた際は、土日も相談を受け付けており、役割分担ができていた。現在、保護者のニーズは、さらに多様化しているし、視覚障がいのある乳幼児の障がいも重度・重複化しているため、ライトセンターの役割は重要である。

〇　盲学校は「特別支援学校のセンター的機能」として、地域の視覚障がいのある幼児・児童・生徒の支援を行っている。盲学校での相談支援に加え、生活面での相談支援、必要な福祉サービスの紹介、保護者間や保護者と当事者との連携支援等が求められている。

〇　乳幼児やその家族の支援を行う際、県内の１つの場所に集まって支援を受けるのは距離的に難しいため、各地域に支援者が出向く形式（アウトリーチ）も検討する必要がある。そのためには、各地域（市町村）でも相談支援対応（少なくとも窓口の設置）が出来るような仕組みづくりが重要である。

〇　聴覚障がいに関しては、国より早期発見・早期療育推進のための基本方針が示されており、また、聴覚障がい児支援の中核機能を整備し、聴覚障がい児と保護者に適切な情報と支援を提供するためのモデル事業が展開されている[[16]](#footnote-16)。聴覚障がいと視覚障がいは、いずれも早期発見・早期支援が重要になるため、聴覚障がい同様、早期発見や相談の仕組み作りには取り組んでいかなければならない。

【ライトセンターへ繋がれていない人へのアウトリーチ支援】

〇　相談・訓練に関しても、ライトセンターからアウトリーチをかけていく必要がある。ライトセンターから相談員を派遣して相談や用具の説明を行い、市町村やボランティア団体等と連携して障害福祉サービスに繋げられる必要がある。

〇　ライトセンターに寄せられた令和３年度の相談対応件数を分析すると、県西部からの相談対応件数が少ないことがわかる。県西部の視覚障がい者のニーズが少ないとは考えられないため、ライトセンターまで寄せられない様々な相談があるにもかかわらず、地理的に遠いこともあり、相談できないのではないかと考えられる。ライトセンターの支援対象者は県内全域の視覚障がい者となっているため、県西部の対象者にどのように支援を届けていくかを考えていかなければならない。

〇　現在のライトセンターの人員体制では、既存の事業を実施しながら、各地域へのアウトリーチによる支援を実施することは困難である。そのため、ライトセンターのみでアウトリーチ支援を行うのではなく、県内の視覚障がい関係機関で役割分担をして、支援できる体制作りが必要だと考えられる。利用者にとっても、複数の選択肢がある方がよいと考えられるので、複数の関係機関が連携して、県西部などの方にも対応していけるような仕組みを構築する必要がある。市町村と県との連携も重要となってくる。

〇　アウトリーチによる支援の実施に当たっては、眼科等の医療的なアプローチも必要不可欠であるため、眼科医を含め、他職種との連携が重要である。

〇　アウトリーチを効率的に行うためには、ライトセンターから出ていくことだけでなく、県央地域や県西地域へのサテライトオフィス等の設置も検討する必要がある。

○　医療・福祉・教育の分野では、それぞれ必要な支援を視覚障がい児者や家族に提供しているが、それぞれの機関がつながり合い、切れ目のない支援を提供する体制が重要である。

【早期介入・早期支援の必要性】

〇　視覚障がいになったことが原因で自殺を考える人がいることや精神的な病気になる場合があることを考慮すると、出来るだけ早期に支援出来ることが重要である。しかし、日本視覚障害者団体連合（以下、「日視連」とする）が2016年に実施した全国調査では、福祉制度を知るまでに５年以上かかった視覚障がい者が約25％であったことが指摘されており、医療機関から相談支援機関に繋がるまでに時間がかかることがわかっている。一方、英国では、ECLO(Eye Clinic Liaison Officer)という制度があり、病気や事故が原因で患者が失明宣告を受けた直後から多方面の相談や支援が行われている[[17]](#footnote-17)。英国では、精神的なケアや家族の支援も実施されており、日本にも同様の制度が導入されることが期待されている。現在、日視連が、日本にもECLOと同様の制度を導入するための研究を展開している最中であるが、このような取組も参考にしつつ、早期介入・早期支援が実現できる体制作りを目指す必要がある。

※イギリスのイングランド地方、ウェールズ地方、北アイルランド地方では、病気や事故が原因で患者が失明宣告を受けた直後から多方面の相談や支援を行う失明時アドバイザー（Sight Loss Adviser）が、21 世紀の初頭から眼科の医療機関に導入されている。この専門職は ECLO（眼科連携職員：Eye Clinic/Care Liaison Officer）と呼ばれ、スコットランド地方では VSO（視覚支援職員：Vision Support Officer）と呼ばれている。ECLO の主な役割は、①医師の診断内容を患者が理解できるよう助言する。②患者を必要な社会資源に結びつける。③治療を受けながら送る生活を患者自身が自己管理できるよう支援する。④地域における自立生活や治療に関する情報を提供することによって患者が自己決定、自己選択できるよう後押しすることなどが挙げられる。15

【生活に欠かすことのできないICT訓練の充実】

〇　現在、日常生活・社会生活を送る上で、ICTの活用は障がいの有無にかかわらず、必要不可欠になっている。しかし、視覚障がいがあると、画面の情報にアクセスすることが困難であり、ICT（スマートフォンやパソコン）を使いこなすための訓練は必要不可欠である。一方、ICTの活用に馴染みのない高齢の視覚障がい者にとって、ICTの操作方法を習得することは困難であり、丁寧なサポートが重要である。ヒアリングでは、アクセシビリティに関する相談支援が足りないという指摘もあるため、利用者のニーズに寄り添ったきめ細かな相談支援体制を確立する必要がある。

〇　視覚障がい者向けにパソコン訓練ができる、専門的な人材を育ててほしいという要望がある。また、視援奉のITサポートグループでは、仕事に復帰するためにパソコンの操作を教えてほしいというニーズが増加している。しかし、視援奉が行う支援では、仕事で使う個人情報等は扱えないという制約やライトセンターが遠方で通えない利用者も多い。今後、仕事でパソコン等を使うための訓練ニーズも今後はさらに増えていくことが想定されるため、どのように対応するのか考えていく必要がある。

〇　視覚障がい者にとってICTは、音声パソコンが出た頃からとても重要な技術である。かつて、ICTを利活用する人は、ある程度パソコン等が操作できる人に限定されていたが、今やICT機器は日常生活・社会生活に欠かすことができないところまで広がっている。視覚障がい者がICT機器を使いこなすためには、練習や訓練を受ける必要性があり、様々な訓練を受けられる体制の構築が重要になる。

〇　視覚障がい者にICT訓練を実施する際、視覚障がい者が用いるシステム特有の問題が存在するため、留意が必要である。例えば、視覚障がい者がパソコンやスマートフォンをスクリーンリーダー（画面情報を音声で読み上げてくれるシステム）で利用している時に、パスワードを読み上げる設定にしておくと、周りの人に全部聞こえてしまうという問題等が起こることに留意する必要がある。また、様々なフィッシング詐欺があり、メール等についているURLを不用意にクリックすると、その場で詐欺に遭うというケースもあるため、防護策等の適切な情報提供が必要不可欠である。視覚障がい者がインターネット等を活用する際に、どんな問題が起きるかということを適切に把握した上で、情報提供したり、相談を受け付けたりする窓口が必要である。

〇　ICTの操作方法を伝える際、アクセシブルではない（例えば、スクリーンリーダーでは読み上げることができない）アプリやシステムもある点にも注意が必要である。例えば、コロナ禍で急速に利用者が増えたZoom等の遠隔会議システムの操作方法を視覚障がい者に訓練する際には、接続方法だけでなく、挙手機能やチャット機能等を効果的に利用するための方法も伝授する必要がある。

〇　今後さらにICTの利活用が進んでいくことが想定されるため、ICTに関する相談支援はとても重要な項目になっていくと考えられる。しかし、ニーズや状況に応じて支援を行うためには、システムやアプリ等の操作方法だけでなく、様々な種類のスクリーンリーダーの特性等に関する高度な専門知識が必要となる。

〇　また、最近では、IoT（Internet of Things）と呼ばれる家電製品等の様々なモノがインターネットに接続できる仕組みがあり、スマートフォン等でコントロールできるようになっている。今後、IoTが増えれば増えるほど、利用支援のニーズは上がるが、それをサポートする人には、より多くの知識や技術が求められるようになると考えられる。

〇　教育においてもICT機器の利活用が進んでいるが、学校の自立活動の時間だけで、操作方法をすべて習得することは難しいため、専門的な支援が必要になると考えられる。また、点字情報端末のような高価な機器は、学校には整備されていても、自宅学習用に購入することが困難なケースも考えられる。例えば、自治体によっては日常生活用具として、情報・意思疎通支援用具の給付が必ずしも行われていないため[[18]](#footnote-18)、子どもたちの自宅学習等に支障が出る可能性もある。これらの状況も適切に把握した上で、環境整備に取り組む必要がある。

〇　ICT機器の利用に関する合理的配慮をどのようにして受ければいいかについても、日常的にICT機器を活用していないと利用が許可されず、試験等で不利益を被ってしまう可能性もある。ICTの利活用支援は広い領域で必要になり、家庭の様々な家電製品との連携や、使う機材によっても違いがあるので、訓練を提供する際には、高い専門性が必要である。

〇　ICTサポートセンター※を活用する方法も考えられるが、必ずしも、視覚障がいに関連するスクリーンリーダーや点字に詳しいスタッフがいるとは限らない。そのため、ライトセンターがボランティアを含めてサポートしてきた重要なICT支援の拠点としての機能は、今後もさらに充実させていく必要がある。なおかつ、県域全体での展開をどうしていけばいいのか考えていく必要がある。

　※障害者総合支援法地域生活支援事業に位置づけられた「障害者ICTサポート総合推進事業」において、障害者に対するICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点を設置し運営する役割として、都道府県、指定都市及び中核市によりICTサポートセンター等が設置されている。[[19]](#footnote-19)

以上が、相談訓練事業に関して構成員から提出された意見である。併せて、相談訓練事業全体に関連する話として、受障した際にスムーズにライトセンターにつながり、必要な相談や訓練を受けられるようにするためには、ライトセンターのことを広く県民に知ってもらう普及啓発が重要であり、各所から発信している情報が現場までは届いていても、現場から当事者に届いていないという問題も大きいのではないかといった意見があった。

同様に、視覚障がい者は自身で情報にアクセスすることが難しい面があるため、相談や支援につながるための情報がその人にとってアクセシブルな形（墨字だけではなく、点字や拡大文字、録音ＣＤ等のあらゆる媒体）で提供されることが重要であるという意見等が寄せられていた。

**（３）ボランティア育成事業**

視覚障がい者が安心して安全に日常生活・社会生活を送ることが出来る環境整備を行う上で、ボランティアの役割は大きい。これまでライトセンターは、ボランティアの育成や活動支援の観点で重要な役割を果たしてきた。しかし、ボランティアの人数の減少や高齢化等、新たな課題も多いことが指摘された。以下に、主な意見を示した。

* ボランティアの数の捉え方と地域ボランティアの養成
* 各種ボランティアの養成（点訳・音訳、代筆・代読、ICT）
* ボランティアの支援力の向上
* ボランティアの減少と高齢化への対応
* ボランティアの活動基盤の整備

　【ボランティア数の捉え方と地域ボランティアの養成】

〇　ライトセンターで活動する視援奉に登録されているボランティアだけでなく、各市町村で活動している点訳・音訳のボランティアなどを合わせて「県内の視覚障がい支援のボランティア」として考える必要がある。今後ボランティア数等を把握する際に、可能な限り各地域で活動しているボランティアの数も含めていく必要がある。

〇　実態把握だけでなく、養成についても、例えば、点訳者や音訳者の養成について言えば、ライトセンターで活動する視援奉だけでなく、他の地域でも養成を行う必要がある。

〇　ライトセンターには遠くて行けない人にとって、地域でボランティアの支援を受けられるようにすることは重要である。そのため、それぞれの地域で*活動する*ボランティアを育成する必要がある。

　〇　どこに住んでいても支援を受けられるように、ボランティア派遣のワンストップ窓口をライトセンターが担う必要がある。

【点訳・音訳ボランティアの養成】

〇　障害者総合支援法の地域生活支援事業には、都道府県必須事業として「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」があり、そこには「手話通訳者・要約筆記者養成研修事業」等が位置づけられている。しかし、点訳や音訳に関する「奉仕員養成研修」は、都道府県任意事業となっている。市町村事業も同様である。点訳や音訳に関する奉仕員を積極的に養成しなければ、点訳や音訳をしてくれる人が増えない。そのため、県とライトセンターが連携して、意志疎通支援を充実させる必要がある。

〇　点訳ボランティアの養成は、神奈川県だけでなく、全国的にもなかなか進んでいない状況である。聴覚障がい者の意思疎通に関する手話通訳等は養成が行われているのに対して、点訳や音訳に関しては、全国的に実態に追いついていないという現状がある。神奈川県だけの問題ではないが、ボランティアの養成では伝統のある神奈川県が全国をリードできるようにする必要がある。

【代筆・代読ボランティアの養成】

〇　ライトセンターでは、専門性のあるボランティアの代筆・代読支援が受けられるので、助かっているという利用者の声が多いため、このサービスを持続・発展できるようにする必要がある。

〇　代筆・代読支援には、専門的な知識・技術が必要である。例えば、財産や生命に直接関係する事項を扱う場合もあり、法律の知識を含めて高い専門性が必要である。そのため、ガイドラインやマニュアル等を整備した上で、養成を行う必要がある。

〇　代筆・代読支援を行う上で必要な専門的な知識・技術を明確にした上で研修プログラムや体制等を構築し、それを継承し続けられるようにする必要性がある。

【ICTに関するボランティアの養成】

〇　現在、視援奉のITサポートグループのメンバーは減少している。その原因は、パソコンサポートだけではなく、スマートフォンやタブレットに関するサポートが増えていることにある。教える側もスマートフォン等の機器を用意する必要があり、現在のパソコンボランティアには、年配の人が多く、パソコンのサポートはできるがスマートフォン等の操作支援は難しいという人が増えていることが、ボランティアの人数が減少している原因だと考えられる。これらの現状を考慮した上で、パソコン以外の機器に対してもサポートできる人を養成した上で、体制を整備する必要がある。

【ボランティアの支援力の向上】

〇　視覚障がい者への支援として、安全確保は重要である。ボランティアでもガイドヘルパーでも、誘導においては人の命に関わるため、支援内容の重要度は同一である。常に新しい技術を取り入れる必要がある。

【ボランティアの減少と高齢化への対応】

〇　ボランティアの担い手が変化してきている。例えば、ボランティア養成講座への参加者の年齢層について、以前は40代前後の主婦を含む人々が多く講座を受けたが、現在は定年退職後の60代の人が多くなっている傾向がある。講座受講後すぐに活動ができるわけではなく、自分たちで勉強をし、時間をかけて1人前になる。ボランティアとして活動できるようになるためには、ある程度の自己研修期間が必要であることを考えると、定年後の70歳前後の人が講習を受講しても、その後、ボランティアとして活動できる期間は短いと考えられるので、対策を考える必要がある。

〇　ボランティアは高齢者が多く、若年者の割合が少ないので、知識や技術などの伝承に心配があるため、早急な対応が必要である。

〇　ボランティアの担い手を増やし、サービスを継続していくためには、学生等の若年者への働きかけが必要不可欠である。

〇　これまでは、職員が不足している中で、ボランティアによる支援で、視覚障がい者の支援ニーズを充足してきた。しかし、ボランティア数の減少に歯止めがかからないという課題に直面している今、視覚障がいのある県民の安心・安全な日常生活・社会生活の確保に必要不可欠な事業を継続・発展させるためには、経費を含め、抜本的な対策が必要である。

〇　同じ県民が公平に暮らしていくために、県民が自らボランティアとして公的支援の不足を補うことは重要であるが、県民のボランティアだけに依存せず、支援に必要な人材やその養成などに係る経費は、指定管理費で用意されるべきである。

【ボランティアの活動基盤の整備】

〇　ボランティアの年齢構成から考えると、このままのボランティアの体制では、視覚障がい者の安心・安全な日常生活・社会生活を確保し続けることができないと考えられる。視援奉のメンバーは無償でボランティアを受け入れている人が多いが、今後、労働年齢はさらに高くなることも予想されるため、様々な世代・価値観の人がボランティアに参加しやすい環境整備について、早急に検討する必要がある。

〇　ボランティア活動は、同じ県民が公平に暮らしていくための公的制度の不足を補うために、県民自らが知識・技術・時間・労力等を無償で提供する行為であり、共生社会を実現する上で重要な役割を果たしている。そのため、ボランティアを公的支援の不足を補うための労働力と考えてはいけない。センターにとっても、県民全体にとっても、ボランティアが重要であるという本来の意味を考え、この理念に基づいて、ボランティアを増やしたり、活動しやすくするための環境・体制整備を行う必要がある。

〇　当事者からは、もっとタイムリーに情報がほしい、柔軟な情報提供が必要だという更なるニーズもあるので、ボランティアの数を維持、もしくは増やしていく取組をしないといけない。

〇　ライトセンターの財政や運営実態などを考慮すれば、ボランティアなくして、現在の視覚障がい支援は成立しない。神奈川県が財政措置などを行い、ボランティアに相当する人々をセンターで雇用して支援できるような体制になればよいが、実現可能性は低いと考えられる。

〇　ボランティア団体の数は減少傾向にある。有償ボランティアや有償でサービスが提供できるという仕組みを作っていくことが重要であると同時に、ボランティアがニーズに応じることができる活動が続けられるようにするための体制整備を適切に行う必要がある。

〇　当事者からの支援ニーズが減少していない中で、実際に活動を続けているボランティア数が減少すると、視覚障がいのある県民が他の者と公平に暮らしていくことができなくなる。今後のセンターの役割の中で、読書バリアフリーや情報保障などと関連させながら、ボランティア育成事業を大切な柱として位置付ける必要がある。

**（４）スポーツ振興事業**

視覚障がい者の健康の維持・増進や余暇活動の補償などを行う上で、スポーツ振興は必要不可欠であり、ライトセンターは、全国に先駆け、多くの取組を行ってきた。そのため、現施設の整備とともに開始されたスポーツ振興事業は、検討会やヒアリングの場においてもその存在意義やニーズが多く語られ、中でもプールの運営に関しては、様々な意見があった。以下に、主な意見を示した。

* 地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援
* ライトセンターのスポーツ施設の継続
* ライトセンターのスポーツ施設の改善
* ライトセンターのスポーツ施設の一般開放
* ライトセンターのスポーツ施設の縮小

【地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援】

〇　共生社会という観点で考えると、県内にあるすべてのスポーツ施設の環境を、視覚障がい者が利用しやすいように整えることが、ライトセンターの重要な役割だと考えられる。神奈川憲章の理念を実現するためには、障がいの有無にかかわらず、すべての県民が一緒に使えるスポーツ施設を増やすことが重要である。

〇　視覚障がい者個人が民間のプール等のスポーツ施設に会員登録に行くと、断られるケースが少なくない。断られなくても、付き添いが必要などの条件をつけられることも多く、実際に断られたという事例も報告されている。障害者差別解消法の障害を理由とする差別的取扱に相当すると考えられるが、現時点での実態である。今後、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による「合理的配慮」の提供が「努力義務」から「法的義務」になることも踏まえると、アウトリーチとしてライトセンターのスポーツ指導員が同行し、利用できる施設を開拓していくことが重要である。

〇　改正障害者差別解消法は、公布日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになっている。民間事業者に対して合理的配慮が義務化されるため、もし、利用を拒否したり、障がいを理由に特別な条件を課すスポーツ施設があったとすると、行政指導の対象になり得る。視覚障がい当事者からすると、施設の利用拒否などの不当な差別的取扱は異議申し立てをできる内容となる。

〇　スポーツ施設の環境整備状況によるが、現状のスポーツ施設を視覚障がい者が利用するためには、施設まで単独で移動できる能力などの高い能力が必要である。このような自立スキルを身に着けるための訓練も必要である。

〇　最近は、県立スポーツセンターでライトセンターの水泳教室を行っているが、ライトセンターが出向くことでスポーツセンター側も視覚障がい者への合理的配慮の提供方法などがわかるようになって良いという声がある。ライトセンターから遠い地域に在住している視覚障がい者が、近隣のスポーツ施設を利用できるように、県全域で取り組むことが必要不可欠である。また、スポーツ施設を利用するためには、物理的な環境整備だけでなく、スポーツの介助をする支援者が必要であるため、各スポーツ施設での養成も重要である。

〇　過去にはライトセンターで水泳大会を行っていたが、会場を地域のスポーツセンター等に分散して実施できると良いのではないかという意見があった。パラリンピックがそうであったように、日常的に、障がいのある人達と一緒にスポーツができる環境が整えば、視覚障がい者への理解も促進し、共生社会の実現に寄与できると考えられる。

〇　移動ライトセンターのスポーツ振興版として、水泳や水中運動など、アウトリーチ事業として拡げていくことも重要である。このような活動は、当事者の口コミで拡がっていくことが多いので、地域の福祉協会や疾患別の団体と話をしていくことも大切である。スポーツ振興に限らないが、視覚障がい者団体とコミュニケーションを取り、協力して、より多くの視覚障がいのある県民の健康の維持・増進や余暇活動などを推進する必要がある。

　【ライトセンターのスポーツ施設の継続】

〇　施設ができてから30年が経過しているため、老朽化による改修が必要なことや維持管理に多額の費用がかかることは、行政として、十分に予想できていると考えられる。視覚障がいのある県民が、ライトセンターのスポーツ施設を必要としている以上、ぜひ、改修の検討は必要である。

〇　ライトセンターが視覚障がい者用のスポーツ施設を備えたことで、視覚障がい者の中には初めてスポーツを身近に感じられるようになった人もいたという意見がある。それまでは、視覚障がい者がスポーツを行うのは危険であると考えられており、単独でスポーツを楽しむことができるという常識がなかった。利用者が少ないということを理由に、すべてのスポーツ施設の運営を中断すべきではない。

〇　東京2020パラリンピックで、障がい者のスポーツが注目されるようになった。障がい者がスポーツを楽しむことが多くの人に認知されるようになった結果、地域のスポーツ施設を利用すれば良いのではないかという意見が出ることがあるが、視覚障がい者が安心して、安全にスポーツができる環境整備は十分ではない。また、ライトセンター以外のジムやプールなどのスポーツ施設では視覚障がい等があることで、差別されたり、必要以上に注目を浴びてしまったりすることもあり、安心して利用できない場合がある。

〇　一般のプールは、音が反響してしまい、音が重要な情報源である視覚障がい者にとって使いにくい。一方、ライトセンターのプールは、反響を抑える材質を使った仕様となっており、音が響かずとても使いやすい。また、視覚障がい者も利用することを考えてルールなどが決められていないため、他の人とぶつかってしまうこともあり、危険である。一方、ライトセンターでは、視覚障がい者を考慮した配慮がなされているため、安心して、安全に利用できる。ライトセンターのプールほど視覚障がい者に配慮されたものは他にない。そのため、利用者が少なくても、今後も、改修などを加えて、有効に活用してほしいという意見や、一般のプールを視覚障がい者が利用しやすくするために、設計や運営方法などを参考にしてほしいという意見があった。

〇　視覚障がい児からは、以前、ライトセンターが夏休みに行っていた視覚障がい児向けのプール教室がとてもよかったので、今後も継続してほしいという意見があった。また、視覚障がいのある乳幼児も利用できるような運用を考えてほしいという意見もあった。

【ライトセンターのスポーツ施設の改善】

〇　視覚障がい児の保護者や付き添いの支援者（特に、異性の支援者）がサポートできるようにするためには、ライトセンターの更衣室に、ユニバーサル更衣室やカーテンで区切ることのできる場所が必要である。

〇　ライトセンターのトレーニングルームは狭く、２人しか使えないので、利用者が使いたいときに使えるように、広さや機能等が拡張されることが望ましいという意見があった。

【ライトセンターのスポーツ施設の一般開放】

〇　最近は、ボッチャやフライングディスク、ローリングバレーなど、障がいの有無や種別に関わらず、楽しめるスポーツが増えてきている。プールやトレーニングルーム等の一般公開は施設の規模を考えると難しいかもしれないが、ライトセンターの体育館を利用して、こういったスポーツの体験会や大会などを実施してはどうかという意見があった。

〇　利用者が少ないために、スポーツ施設の改修などが難しいのであれば、今後、プールは高齢者など視覚障がいのない人も一緒に利用できるようにすると、視覚障がい者理解にもつながるのでよいのではないかという意見があった。ただし、視覚障がいのない人も一緒に利用できるようにするということは、一般のプールと同じ状況になってしまう可能性があるため、視覚障がいのない人の人数制限や視覚障がい者優先利用時間等を設けることが必要となる。

〇　過去に、ライトセンターのプールの利用者を増やすことを目的に、他の障がい者も利用可能にしたが、期待通りに利用者が増加しなかったため、結果的にその運営方法を諦めたという経緯がある。しかし、これらの取組の反省に基づき、ライトセンターのプール利用者数を増やす努力ができたのではないかという意見があった。

【ライトセンターのスポーツ施設の縮小】

〇　ライトセンターのトレーニングルームが安心ではあったが、遠方から通うのは難しいという意見があった。体育館などをイベントや大会で利用するのはよいが、日々ライトセンターに通って利用する訳ではないので、遠方に居住している視覚障がい者にとっては、ライトセンターのスポーツ施設だけでは十分ではないという意見があった。

〇　ライトセンターのプールに慣れている利用者は視覚障がい者専用がよいと感じているかもしれないが、ライトセンターのプールが利用できなくなってからは、他の場所や手段で運動しようとしている人も増えているのではないかという意見があった。

〇　ガイドヘルパーがいて、施設側が適切な合理的配慮を提供してくれれば、地域のスポーツ施設も十分に利用できるのではないかという意見があった。

〇　ライトセンターのスポーツ施設には、体育館、トレーニングルーム、プールなどがあり、それぞれの役割や重要性は異なるため、見直しを行う際には、一括してではなく、個別に検討する必要がある。

〇　様々な社会状況などを考慮すると、財政的な観点からは、ライトセンターのスポーツ施設を縮小せざるを得ないかもしれないし、共生社会という観点からは、各地域のスポーツ施設がユニバーサルデザイン化され、視覚障がい者が安心・安全に利用できるように支援体制が整備されることが理想かもしれない。そのため、今後、多面的な観点から検討が必要であるが、視覚障がいのある県民が取り残されないように、議論を進めることが重要である。

**（５）普及啓発事業**

ライトセンターが実施しているすべての事業は、視覚障がい者が安心して安全に日常生活・社会生活を送る上で、必要不可欠であり、これらのサービスを普及・啓発することは重要である。特に、視覚障がいのある当事者やその家族が早期にセンターの専門家と繋がることができる体制づくりは極めて重要である。また、共生社会を実現するためには、県民がボランティア活動などを通して、障がいを社会モデル・人権モデルの観点から理解し、個々人が役割を果たすことが重要であるという意見があった。以下に、主な意見を示した。

* ライトセンターに来られない人への積極的なアウトリーチ
* 安全を守るための普及啓発
* 利用者数を増やすための普及啓発
* ボランティアや支援者を増やすための普及啓発
* わかりやすい情報提供
* 県民への普及啓発
* 病院や関係機関への積極的な周知
* 弱視の人の利用を促す周知
* 福祉教室への社会モデルの適応

【ライトセンターに来られない人への積極的なアウトリーチ】

〇　移動と読み書きについては、視覚障がい者にとって支援が必要になることが多い。視覚障がい者を遠くまで移動させることを考えるのではなく、視覚障がい者の暮らす地域に支援者が出ていくことが必要である。

〇　県内各地のイベント等に出向き、視覚障がい者の日常生活用具や各種機器の展示、点字体験、並びにボランティア相談等のライトセンター事業を紹介するなど、視覚障がいについて理解を深めるための「移動ライトセンター」について、この２、３年はコロナ禍で出来なかったのかもしれないが、今後の方向性として、ライトセンターから離れた地域にアウトリーチで出ていく必要性を考えると、今後さらに積極的に行う必要がある。

〇　移動ライトセンターの活動をより拡大するべきである。スポーツならスポーツ、ITならITなど企画を絞って移動ライトセンターを行うとよい。相談訓練に関しても、今後さらにライトセンターからアウトリーチをかけていく必要がある。

【安全を守るための普及啓発】

〇　近年、踏切での視覚障がい者の事故が立て続けに起こっている。点字ブロックの敷設に関するアドバイス、駅の階段の不具合について鉄道会社への改善申し入れ、県警の高度化ピックスの体験会への協力等、ライトセンターにおいて様々な啓発活動を行ってきている。今後も引き続き、視覚障がい者の安全を守るために必要な啓発活動を継続する必要がある。

【利用者数を増やすための普及啓発】

〇　利用者が来るのを待つだけではなく、利用者や登録者を増やすための努力をこれまで以上に行う必要がある。

〇　様々な機会でライトセンターを知らない方や利用されていない方を掘り起こし、利用促進を図る必要がある。

【ボランティアや支援者を増やすための普及啓発】

〇　同行援護、代筆・代読等意思疎通支援の従業者の養成等、関係機関が行っている研修等に関しても、ライトセンターから広報していけると、従業者やボランティアは増えていくのではないかという意見があった。ライトセンターは、視覚障がい者に対する様々なサービスや支援などに関する情報の拠点として役割を果たす必要がある。

【わかりやすい情報提供】

〇　何ができる施設なのかがよくわからなかったので、これまでライトセンターには行けていないので、もっと詳細な情報を公開してほしいという意見があった。

〇　現在のプールの利用停止について、コロナ禍だからプールの利用停止をしていると思っている人もおり、老朽化がその大きな理由であることが利用者に伝わっていないのではないかという意見があった。

〇　サピエ図書館のことやデイジー図書の郵送をライトセンターが行っていることについて、もっと早く知りたかったという意見があった。プライベートサービスについても知らなかったので、必要な情報が当事者にしっかり伝わるように広報してほしいという意見があった。

〇　視援奉の在宅者援助グループでは、代筆・代読支援を行っているが、あまり知られていない。内容をわかりやすく周知していく必要がある。

〇　これまで、ライトセンターでは、情報誌やホームページなどで情報提供を行ってきたが、これらの情報が県内のすべての視覚障がい者には届いていないので、今後、さらなる情報提供の工夫が必要である。

【県民への普及啓発】

〇　ライトセンターを知らない人たちに情報を届けることが必要だという意見があった。ライトセンターの活動について、県のたより等で広く県民に紹介する必要がある。

〇　「点字ブロックにものを置かないで。」「視覚障がいのある人を見かけたら声をかけて。」などのお願いばかりだと、視覚障がいのある人とない人の双方が互いにストレスを感じるかもしれないという意見があった。啓発をする際には、堅く、形式的に考えず、視覚障がいのある人とない人の双方が楽しめるイベント等を通して、気軽に交流できるような工夫も必要である。

〇　視覚障がい者を知ってもらうという点で、ライトセンターの会議室を一般の方にも利用してもらうのはどうかという意見があった。ただし、ライトセンターの会議室は、様々な研修などで活用されており、ほとんど空き時間がない状況なので、別の方法も検討する必要があるという意見もあった。

〇　小学校４年生頃に福祉の勉強をすると聞いた※ことがあるが、４年生くらいの年齢で障がいの勉強をするのはよい機会なので、もう少し小学生への障がい理解の促進が行われるとよいと思うという意見があった。

　※「総合的な学習の時間」において、小学校４年生で福祉に関する単元を取り扱う学校がある。「総合的な学習の時間」は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしている。教科書があるわけではなく、児童の関心や疑問が単元の源である。[[20]](#footnote-20)

〇　誘導を行っていると街の中で障がい者への理解が足りないと感じることや白杖を持っている人へ声をかける一般の人を見かけないという意見があった。理解不足や声をかける人が少ない理由の一つとして、どのように声をかけていいのかわからないという原因が考えられる。そのため、普及啓発の中で、例えば、学生や公務員（消防や警察など）に、理解を促す活動を行うことは重要だと考えられる。誰にでもできる支援があることを幼少期から知ってもらえるよう、ライトセンターでは、更なる普及啓発を行う必要がある。

【病院や関係機関への積極的な周知】

〇　視覚障がいになってからライトセンターのような支援機関につながるまでに時間がかかるので、診断を受けた時点で、ライトセンターのような施設があると知れるとよいという意見があった。日視連の全国調査※でも、身体障害者手帳を取得してから相談機関につながるまでに、時間を要したという報告があるため、全国的な課題だと考えられる。そのため、医療機関、特に、眼科病院に対して、積極的にライトセンターの必要性を発信して伝えていく必要がある。

　※身体障害者手帳取得から相談につながるまでの期間に関しては、３年以上経過して相談につながった視覚障がい者が約45％おり、手帳取得（最終更新）後に相談につながるまでに相当の時間がかかっていることが分かった。機能訓練に関しては、１年未満につながった視覚障がい当事者が多いが、非機能訓練では10年以上経過してつながった視覚障がい者が比較的多くなっていた。[[21]](#footnote-21)

　〇　日々の支援をしている中で、中途失明の方はとても不安が強いと感じているという意見があった。特に、徐々に視機能が低下する人への支援は、眼科医と連携して実施できるような支援体制の整備が必要である。

　〇　乳幼児は身体障害者手帳をすぐに取得できるわけではない場合もあり、市町村で身体障害者手帳を所管する障がい福祉関係の窓口で相談を受けることは少ない。そのため、医療機関において、地域の相談機関へつながれることができるようにしていく必要がある。医療機関への普及啓発も重要である。

〇　今までの利用者を大切にしながら、新たな利用者を増やしてほしいという意見があった。そのためには、医療機関と、身体障害者手帳交付窓口である市町村障がい福祉主管課が連携して、いつでも必要な情報を取得できるように環境整備をすることが重要である。なお、身体障害者手帳が取得できない人の中にも、相談支援が必要な人もいるので、まずは医療機関が窓口となって福祉や教育などと連携していくことが大事である。

【弱視の人の利用を促す周知】

〇　一般に、視覚障がい者の支援と聞いた時に、全盲の人の支援を想像することが多い。しかし、視覚障がい者の中には、ロービジョン（弱視）の人も多い※。そのため、弱視の人に対する支援も必要であり、弱視の人もライトセンターを活用できることを周知する必要がある。

　※日本眼科医会の報告では、視覚障がい者の内、ロービジョン（弱視）の人の割合は88.5％と推計されている[[22]](#footnote-22)。

〇　神奈川県版スマートサイト※である「スマートサイトかもめ」の整備により、弱視者が支援機関に結び付く手掛かりが増えており、今後、スマートサイトの活用や、病院への働きかけは重要である。

　※視覚障がい者が、適切な指導や訓練などが受けられる相談可能な施設（地域、近隣のロービジョンクリニック、視覚障害センター、視覚特別支援学校、盲学校、障害者自立支援センターなど）についての情報が記載されたパンフレット。

〇　スマートサイトと相談支援とのつなぎが実質的な意味でうまくできているかと言うと、まだまだ課題もあるのではないかという意見があった。今後、ライトセンターもスマートサイトに積極的にかかわっていくことが重要である。

【福祉教室への社会モデルの適応】

〇　ライトセンターの行っている現在の福祉教室は、障がいを個人モデルの観点から捉えているのではないかという意見があった。今後は、社会モデル・人権モデルの観点から普及啓発活動を行う必要がある。

**（６）その他の意見**

　近年の社会状況の急激な変化を考えると、現在、ライトセンターが実施している事業以外にも様々な取組が必要である。以下に、主な意見を示した。

* 視覚障がい者の就労支援
* パーソナルアシスタンス制度[[23]](#footnote-23)のような仕組み作り
* ICTに関する新しい取組
* 居場所としてのライトセンター
* ライトセンターの開所時間
* ライトセンターの専門性
* 指定管理者制度の適用と指定管理費

　【視覚障がい者の就労支援】

〇　これまで、視覚障がい者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（通称：あはき師）の職に就くことが多かった。しかし、現在は、スクリーンリーダーや画面拡大ソフトなどを使ってパソコンを操作することが出来るようになったこともあり、あはき師ではなく、復職の道を希望する人も増えてきている。特に、中途で急に失明した場合、免許を取得してあはき師になるという選択肢だけではなく、スクリーンリーダーなどの操作方法を習得した上で、復職するという選択肢も考えられる時代になってきた。ところが、復職という選択肢があることを知らずに、苦しんだり、相談する前に仕事を辞めてしまう人も少なくない。

〇　視覚障がいになっても働く方法があることを周知していかなければならない。しかし、視覚障がい者の就労支援に関する情報が少なく、仕事を継続できるかどうかで悩む人やスクリーンリーダーや画面拡大ソフトなどのことを知らない人も多い。そのため、ライトセンターが中心になって、視覚障がい者向け在職者訓練等に関する情報を広く発信したり、ジョブコーチのような専門職による視覚障がい者への就労訓練等を積極的に紹介したりすることが必要である。

〇　長年働いていた人が視覚障がいになった後も継続して働けることは、雇用主にとっても被雇用者にとっても大事なことである。就労支援の充実は、全国の視覚障がい者が求めていることなので、神奈川県が主導して推進することが重要である。障がい者が就労することは、社会的自立や本人の生き甲斐に繋がるだけでなく、働いて税金を納めることにつながるので価値があることであるという意見もあった。

【パーソナルアシスタンス制度のような仕組作り】

〇　スポーツやその他生活全般において付き添いが必要になった場合、ボランティアに係る費用も含めて、当事者が費用負担を行うのが現状である。例えば、スキーやタンデム（自転車）にはドライバーが必要であり、視覚障がい当事者だけではスポーツを楽しむことができない。スポーツをはじめとした社会参加にはボランティアの付き添いが必要になるので、札幌市が行っているようなパーソナルアシスタンス制度等の仕組みの構築を検討する必要がある。

【ICTに関する新しい取組】

　〇　障がい者の生活支援にICTを活用する取組が増えている。例えば、神奈川県で実施された事例では、株式会社GATARI[[24]](#footnote-24)が開発したICTを活用した新しい技術Auris[[25]](#footnote-25)を用いた長谷寺での実証実験がある。スマートフォンとイヤホンを使用して自分のいる空間に何があるのか（この実証実験では、長谷寺の音声ガイド）を聞くことができる仕組みであり、参加者からは、観光地等では非常に有益であるという意見があった。一方、日常生活の移動等においての活用は、安全性等を含めてまだ検討するべきことがあると感じているという意見もあり、今後、さらに、検証が必要だと考えられる。

〇　ICTを用いた視覚障がい者向けの移動に関する取組には、点字ブロックにQRコードなどをつけておき、それをスマートフォンで読み取るという方法や、視覚障がい当事者が自分のスマートフォンのカメラを使って遠隔操作で音声によりサポートしてもらう方法等がある。これらのシステムへの期待は高いが、スマートフォンを手に持って歩かないとならないために衝突の危険があったり、経年劣化やカメラの不具合があったりした時などの対応など、日常的に利用できるようにするための課題も多いのではないかという意見があった。また、スマートフォンなどのICT機器の操作が不得意な人を取り残してしまうのではないかという意見もあった。

〇　ICT機器による生活支援への期待は高く、写真による人物・モノ・文字等の認識やスマートスピーカーに使われているような音声認識は、ある程度の成果を挙げている。ただし、ICTを使った視覚障がい者の移動支援については、安全性の観点でまだ課題もあるので、場面や用途ごとに課題を整理する必要がある。また、ICTの利活用を推進しつつも、ICT機器の操作が得意ではない人が取り残されないような対策も同時に検討する必要がある。

　【居場所としてのライトセンター】

　〇　コロナ禍において、ライトセンターが一時的に閉館されていたことが、残念だったという意見があった。1度も閉じていない施設もある中で、ライトセンターはすぐに閉めてしまう印象を受けてしまったという意見もあったため、今後、わかりやすい情報提供に努めるなど、真摯な対応を検討する必要がある。

　〇　ライトセンターに来たら音楽やスポーツの楽しみがあるので、例え、財政的に厳しい状況になったとしても、すべてをなくしてしまわないでほしいという切実な意見があった。視覚障がい者にとってのライトセンターの意義や大切さを、行政を含め、より多くの県民が理解する必要がある。

〇　ライトセンターのような場所が、視覚障がい者に関わる人たちが上下左右につながれる、集いの場であってほしいという意見があった。

【ライトセンターの開所時間】

〇　学校や仕事の後に運動をしに行きたいが、今は夕方に閉まってしまうので、ライトセンターを利用することが出来ないという意見があった。

〇　閉館時間が早いと、社会参加している人たちは利用できないので、社会に自立している視覚障がい者が利用できるよう、毎日でなくてもいいので働いている方も来られるように夜間も開けてほしいという意見があった。

　【ライトセンターの専門性】

〇　ライトセンターは、視覚に障がいのある県民の日常生活や社会生活を保障する重要な役割を担っており、高い専門性のある職員が、専門性を継承できる仕組みになっていなければならない。そのため、職員が短期間で異動したり、必要な常勤職員が不足するというような状況は決してあってはならない。

〇　ライトセンターの職員には視覚障がい支援に関する高い専門性が求められるが、専門の知識を持つ職員が少なくなっているという報告があった。せっかく、視覚障がい者の支援について熱心に学んでも、数年で異動になっているという現状や専門性の高い常勤職員の人数が減少しており、職員間での引継ぎができにくくなっているという窮状も報告された。ライトセンターに配置する人員、特に、専門家については人数や異動のさせ方を検討する必要がある。

　【指定管理者制度の適用と指定管理費】

　〇　現状の指定管理者制度では、ライトセンターを運営することは、予算や人員体制などを含めて難しいのではないかという意見が多くあった。

〇　指定管理の金額を大幅に増やしたり、指定管理の期間を倍以上に伸ばすなどの対策を早急に講じないと、これまで実施してきた事業を維持していくことは難しいし、その結果、視覚障がいのある県民の日常生活・社会生活に影響が出てしまうことが予想される。

〇　ライトセンターが実施しているサービスの価値は、現在の指定管理費では賄いきれないほど多くのものであると考えられる。これまでは日本赤十字社やボランティアの努力で何とか支えられてきたが、ボランティアの減少や今後の社会状況の変化などを考えると、将来が心配であるという意見が多くあった。視覚障がいのある県民の日常生活・社会生活を守るために、もう少し県が努力する必要がある。

　〇　指定管理費の中の人件費が７割程度という報告があったが、この中にはボランティアの活動に関する費用は入っていない。ボランティアが担当している製作等に係る人件費やその他経費を含めると、より多くの経費がかかっている。ボランィアの減少に伴い、その経費は、補填しなければならないことを勘案すると、予算の抜本的な見直しが必要だと言わざるを得ない。

〇　県民がボランティアとして活動することは、共助という観点では重要であるが、ボランティアによる活動がなければ事業が成立しないという状況は健全とは言えない。今後、ボランティアが減少する可能性があることを想定し、必要な経費を自治体として予算化する必要がある。ボランティアが減少した際、その役割を補填するために、どれだけの経費が必要になるのかについては、試算する必要がある。また、ボランティアの減少を見越して、段階的に、予算化する計画を立案する必要がある。

〇　ライトセンターが無償で行ってきたサービスについてはその機能を維持しながらも、指定管理業務外で障害福祉サービスを提供できる体制を構築することで、視覚障がい者は安心して質の高い福祉サービスの提供が受けられるようになり、サービスの選択肢がさらに広がる。また、ライトセンターの指定管理を受ける事業者等の経営的側面を鑑みると、指定管理者としてライトセンターを運営する事業者等において、自主事業等の実施により指定管理費以外の収入を得られることは極めて重要なことである。

**３　提言に至るまでの考え方**

次に、これまでの検討会の議論を元に、ライトセンターが今後取り組むべき事項について、柱となる５つの事業ごとに整理を行うこととするが、整理に当たって、本検討会の議論の前提となった現在、県が進めている「当事者目線の障がい福祉」について、触れておきたい。

県においては、当事者目線の障がい福祉を推進し、地域共生社会を実現するため、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が令和４年10月に公布され、令和５年４月に施行される予定となっている。

「当事者目線の障がい福祉」について、条例では、「障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。」との定義がなされている。

また、条例においては、基本理念として、下記の６つが規定されている。

1. 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること
2. 障害者一人一人の自己決定が尊重されること
3. 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること
4. 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること
5. 障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること
6. 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと

これらの基本理念は、今回のライトセンターの事業に関するあり方の検討においても、重要な内容であり、本報告書による提言では、視覚障がい当事者の「当事者目線」を大切にしながら、目指す未来や方向性について整理を行っていくこととする。

　また、１つの事項において、構成員より複数の意見や考えが出されていたものに関しては、その複数の意見を提示する方法をとることとする。

**（１）情報提供事業**

ライトセンター運営の柱となる５つの事業のうち、情報提供事業は、日本赤十字社の点字図書「赤十字愛の文庫」の設置から始まったライトセンターのルーツとなる事業ともいえ、現在もその根幹をなす重要な事業である。

検討会においては、ライトセンターが行ってきた点字図書の内容や貸出等に関する意見は少なく、これはライトセンターが全国的に見ても先進的な点字・音訳図書等の製作・提供を行い、利用者のニーズに応え続けてきたことの現れであり、利用者の製作図書への満足度は高く、一定の評価を得ているものと考えられる。

　実際に、毎年実施している利用者満足度調査においても、図書の品質に関する設問「他館製作の図書と比べ、ライトセンターで製作した図書の品質はどうですか」の回答では、回答者90名中88名が「非常に満足」「満足」と回答しており、ライトセンターが提供する図書の品質への満足度は高いという結果が出ている。[[26]](#footnote-26)

一方で、図書の製作に関わる人材に関すること、ホームページやメールマガジン等による各種情報提供のこと、プライベートサービスの提供のこと等に関する意見が多く、冒頭でも触れた「読書バリアフリー法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に関連した取組についても、意見が挙げられていた。

「視覚障がい者への情報提供と意思疎通支援」「読書バリアフリー法におけるライトセンターの役割」の２点について、ライトセンターが今後取り組むべき事項は、次のとおりである。

　また、ここでは、ライトセンターで活動する「視援奉」、今後養成を検討するであろう障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた「点訳奉仕員・朗読奉仕員等」を、分けて表記していくこととする。

　なお、情報提供事業をライトセンターが実施するに当たり、図書等の点訳・音訳・拡大等の多くが視援奉をはじめとするボランティアにより製作されており、本事業のあり方を考える上ではボランティアの存在は欠かせないものとなっているが、その点については、（３）ボランティア育成事業の中で扱うこととする。

**ア　視覚障がい者への情報提供と意思疎通支援**

視覚からの情報を得ることができない視覚障がい者にとって、文字情報が点訳・音訳・拡大写本等のアクセシブルな形に変換されることは、日常生活において極めて重要なことである。これは、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念②「障害者一人一人の自己決定が尊重されること」につながる。自己決定のためには、情報を正確に時差なく受け取れることが前提である。

（実施すべき必要な取組）

* ライトセンターが行う各種情報提供については、利用者のニーズに合わせたそれぞれの方法により、引き続き情報が提供されるべきである。
* 利用者満足度調査等を用いて、メールマガジンやホームページ等のあり方についても、当事者の定期的なニーズの確認を行っていくべきである。
* 併せて、一般の事業者や官公庁が提供するべき合理的配慮のための点訳や音訳等について、必要な情報の発信等をライトセンターが中心となって積極的に行っていくべきである。
* 視覚障がい者一人ひとりのニーズに対応した情報提供ができるよう、視覚障がい者が必要とするアクセシブルな情報について、身近な生活圏である市町村等への技術の提供、支援を展開していくことも含め、運営体制の充実を図るべきである。
* 視覚障がい者へのアクセシブルな情報を安定して提供していくため、これまでライトセンターで行ってきた点訳や音訳、代筆・代読等の視援奉の支援を発展させ、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成を行い、情報提供や意思疎通支援の環境の整備を検討するべきである。
* 具体的には、ライトセンターにて障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等を養成し、点訳奉仕員・朗読奉仕員等の認定や登録を行う制度を確立することを検討するべきである。
* また、これらの制度により認定登録された点訳奉仕員・朗読奉仕員等に対して、活動時間もしくは成果物に対して一定の賃金や謝礼が支払われる仕組みを確立することを検討していくべきである。
* 在宅における代筆・代読支援の専門的なサービス提供体制を整えるために、県は、主体的に市町村へ支援者の養成や派遣等の働きかけ等に取り組むべきである。
* 視覚障がい者が、点訳、音訳、拡大写本等のプライベートサービスを必要とする時に、速やかに提供が行えるよう、県内各地域のボランティア団体、関係施設等と連携し、ライトセンターとしてワンストップ窓口の機能を設けるべきである。
* ワンストップ窓口の機能やその方法については、地域のボランティア団体や関係施設等の意見も確認し、体制の構築を検討するべきである。

（取組により得られる効果）

* 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」で謳われているように、障がい者が必要な情報を健常者と同じように得られるよう、県としてより一層の推進を行うことができる。
* 点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成、認定登録の仕組みを構築することで、点訳や音訳、代筆・代読等の質が一定に保たれ、安定的にサービスが提供されるようになる。
* 点訳奉仕員・朗読奉仕員等を県として養成登録していくことで、読書バリアフリー法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて増加が見込まれる点訳や音訳への製作ニーズにも対応していくことができる。
* 現状では、図書によっては提供に半年前後の時間を要する音訳についても、朗読奉仕員として人員がある程度確保されることで、よりタイムリーな図書提供が可能となる。プライベートサービスへのニーズにも応えやすくなる。
* 視覚障がい者が必要とする専門性の高い代筆・代読支援を安定的に提供できるようになる。

**イ　読書バリアフリー法におけるライトセンターの役割**

読書バリアフリー法は、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することを目的として施行されている。この考え方は、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念①「全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること」につながり、主体的に自らの生き方を追求するためには、情報の取得はもちろんのこと、読書を代表とする文化的な生活を送れることも重要となる。

（実施すべき必要な取組）

* 読書バリアフリー法では、障がい福祉分野で所管する点字図書館だけでなく、地域の公共図書館や学校の図書館を所管する教育委員会等との連携や幅広い取組が求められており[[27]](#footnote-27)、まずは、県庁内関係部局で取組に関する現状の把握を行う「関係部局連携会議」を開催すべきである。
* 更に、関係部局連携会議関係者及び有識者等による「読書バリアフリー法施策検討委員会（仮）」等を立ち上げ、計画の内容や関連施策について検討を行い、県としての読書バリアフリー計画を明確なものとすべきである。
* 関係部局連携会議や読書バリアフリー法施策検討委員会（仮）等の動向を受け、ライトセンターが点字図書館として担うべき役割を、改めて検討していくべきである。
* ライトセンターは、全国的に見ても先進的な情報提供に関する取組を行ってきた。数多くの高品質な蔵書を提供してきている実績があるため、その作成スキルやノウハウ、そして蔵書を学校等の教育関係機関へどのように展開していけるか、学校や図書館を所管する県庁内関係部局とともに検討をしていくべきである。
* ライトセンターの蔵書等について、視覚障がい以外の利用希望者（肢体不自由や識字障がいのある人）へも視覚障がい者同様無償で提供ができるよう、県がその経費を捻出する等、図書の提供方法について検討していくべきである。
* 障がいがある方のICT利活用支援として実施している「かながわ障害者IT支援ネットワーク」において、読書バリアフリーに関するページを作成し、視覚障がい者等への積極的な情報提供や支援を行うべきである。ライトセンターはその取組に協力するなど、支援の拡幅を図るべきである。

（取組により得られる効果）

* 全ての人が読書を楽しめる環境を整備していくことで、多くの知識やさまざまな文化に触れることができ、視覚障がい者等がより豊かな人生を送ることにつながる。
* 取組に関する庁内の関係課との連携強化及び当事者のニーズに照らした読書バリアフリーの効果的な実践が図られる。
* 読書バリアフリー法の対象となる、肢体不自由や知的障がい等の方に配慮した図書の提供、読書環境の整備が図られる。
* 点字図書館等とICTサポートセンターとの連携により、ICT機器や端末等からの情報の入手支援が円滑に行える。
* ライトセンターや図書館等に来られない視覚障がい者が、インターネットへのアクセス（ICT利活用支援の利用）で、必要な情報を入手できるようになる。

**（２）相談訓練事業**

令和２年度末の神奈川県内の視覚障がい者における身体障害者手帳所持者数は17,750名であり、障害福祉圏域ごとの内訳を見てみると、横浜圏域約6,443名、川崎圏域2,236名、相模原圏域1,244名、横須賀三浦圏域1,756名、湘南東部圏域1,516名、湘南西部圏域1,694名、県央圏域1,902名、県西圏域959名となっている。[[28]](#footnote-28)

政令市を除く県所管域全体では、約8,000名の身体障害者手帳を持つ視覚障がい者がおり、ライトセンターまでの移動時間がかかると考えられる県西部[[29]](#footnote-29)には、県全体の視覚障がい者の４分の１に当たる約4,500名の方が生活していることになる。

この状況を踏まえると、移動に支援を必要とする視覚障がい者が、長距離の移動を伴わずに行ける身近な地域において、必要な相談や訓練を受けられる環境を整備することが必要である。

また、駅ホームからの転落等により、視覚障がい者が亡くなる事故が起きていることを考えると、日常生活を送る地域で行う「歩行訓練」については、視覚障がい者の安心・安全を守るために必須の訓練であると言える。

　以上のことから、「各地域に対応可能な相談訓練体制」「視覚障がい児・家族支援」「ICTに関する相談訓練」の３点に関して、ライトセンターが今後取り組むべき事項は、次のとおりである。

　**ア　各地域に対応可能な相談訓練体制**

それまで目が見えていた人が視力を失ったり、生まれてきた子どもの目が見えないことがわかり不安を感じているときに、同じ体験をした人やその分野の専門家へ相談ができ、生活に必要な訓練を受けられるかどうかで、その後の生活は大きく異なる。また、外出に不安があるかもしれない当事者にとって、相談を自分の身近な地域で受けられることは重要なことである。この考え方は、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念③「障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること」に直結しており、視覚障がい者が暮らしたい場所で安心安全な生活を送るためには、相談や訓練を身近な地域で受けられることが非常に重要となる。

（実施すべき必要な取組）

* 各地域において、乳幼児から高齢の視覚障がい者までをカバーできる包括的な相談・訓練の支援体制が必要であり、その拠点としての機能をライトセンターが担っていくべきである。
* ライトセンターから離れた地域にある市町村を、相談や訓練を行うことができるライトセンターの支援員が訪問し、地域における相談・訓練ニーズに応えるべきである。
* 各市町村を巡回するのか、例えば県西地域の市町村に固定したサテライト相談窓口等を設置するのか、実施の方法については市町村等の意見も確認しながら検討されるべきである。
* 巡回相談やサテライト相談窓口の対応を行うため、視覚障がいに関する相談・訓練、市町村等関係機関とコーディネートを行える専門性を持った人材の配置を行うべきである。
* また、ライトセンターに直接来ることのできない視覚障がい者に対しての選択肢を増やすため、オンライン相談支援体制の更なる推進を行うべきである。より多くの人に利用してもらえるよう、積極的な周知を図るべきである。
* イギリスのECLO（Eye Clinic Liaison Officer）等を参考に、支援を必要とする視覚障がい者やその家族を、医療から福祉や教育等の適切な支援につなげる役割を担う専門職を、ライトセンターや今後検討が行われるサテライト窓口等に配置することを検討するべきである。
* 眼科クリニック等の医療機関から、福祉や教育等の支援へしっかりとつなげられるよう、スマートサイトとライトセンター等支援機関の連携強化が必要である。

（取組により得られる効果）

* 視覚障がい者が日常生活を送る身近な地域において、高い専門性を持った支援員から訓練等を受けられることで、生活に密着したより具体的な支援やアドバイスを受けることができ、安心して地域生活を送ることにつながる。
* ライトセンターに来ることのできない視覚障がい児者、その家族に対しても、相談や訓練の提供を行うことが可能となる。
* 市町村の障がい主管課との連携もしやすくなり、相談・訓練から地域の各サービスにつながりやすい状況を作ることができる。
* 医療・福祉・教育等の関係機関の間で、切れ目のない支援体制が構築できる。

**イ　視覚障がい児・家族支援**

見えにくい子どもや視覚障がい児を育てる保護者等家族は、子育てに関する情報が少ないことにより孤独に陥りやすく、見えにくい子どもや視覚障がい児を育てる保護者同士の関わりや、専門知識を持った支援員に相談できる環境が必要である。また、子ども自身も発達に応じた視覚障がいへの訓練や見えにくい子ども同士の関わりにより、本来持つ可能性を拡げていくことにつながる。この考え方は、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念④「障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること」に大きく関係していると言える。

（実施すべき必要な取組）

* 先行する聴覚障がい児支援と同様に、見えにくい子どもや視覚障がい児の早期発見、早期支援、成人に至るまでの切れ目のない支援が行えるよう、ライトセンターがその中核を担う機能として、整備されるべきである。
* その一環として、ライトセンターのキッズルームを有効活用し、定期的に見えにくい子どもや視覚障がい児向けの幼児教室を開催するべきである。幼児教室には、見えにくい子どもや視覚障がい児に関して専門的な相談支援を行え、関係機関とのコーディネートを行える人材を配置するべきである。
* また、幼児教室を卒業した学齢児に対して、定期的な講座やイベントを開催する等、いつでも集まれる環境を提供するべきである。
* 盲学校や関係機関とのより一層の連携により、県内全域の見えにくい子ども・視覚障がい児やその家族へ、よりきめ細やかな相談支援を提供するべきである。中でも、夕方以降の時間帯や土日における相談ニーズに対応できる体制の構築を検討するべきである。

（取組により得られる効果）

* 早期に見えにくい状況が判明することで、適切な治療や支援につなげることができる。
* 医療・保健・教育・福祉分野が連携できる体制を構築することにより、見えにくい子どもや視覚障がい児、その保護者へ必要な支援やその情報を切れ目なく届けることができる。
* 見えにくい子どもや視覚障がい児、その保護者が日常的に相談できる環境をライトセンターに整えることで、不安や孤独を感じやすい障がい児の保護者支援が行える。
* 定期的に相談に通える環境がライトセンターに作られ、県内全域の親子が集まれる環境を用意することで、地域を越えたつながりや保護者同士、子ども同士の横や縦のつながり（ピアサポートやインフォーマルな相談支援体制）を作るきっかけとなる。
* 近年、盲学校の在籍者は減少傾向にある。一方、県内公立小・中学校の弱視特別支援学級（いわゆる「弱視学級」）は、平成23年度は42学級42名、令和３年度は54学級５9名であり増加している。令和3年度の県内公立小・中学校は約1350校64万人の児童・生徒が在籍しており、その中の59名であることや、通常の学級の中にも見えにくい児童・生徒がいると考えられることから、見えないあるいは見えにくい児童・生徒が県内全域から集まれる環境を作ることで、子ども同士の新たなつながりを作る場となる。
* これら幼少期の横や縦のつながりは、成人後の当事者同士のつながりや当事者活動にも、大きな影響を与えることが予想される。

**ウ　ICTに関する相談訓練**

ICTを適切に利活用できるかどうかは、視覚障がい者のみならず現代を生きる全ての人にとって、生活の質に大きく影響している。視覚障がい者にとっても、ICT機器の利用有無により情報の取得量、そして取得する情報の内容に大きな差が出ている。必要な情報を必要なタイミングで取得できるよう、ICTに関する相談訓練を充実させていくことが必要である。また、ICTの活用が可能になることで、視覚障がい者の就労の幅も広がり、自己実現にもつながっていく。この考え方は、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念②「障害者一人一人の自己決定が尊重されること」に大きく関係していると言え、とても重要な取組である。

（実施すべき必要な取組）

* 今後更に進むであろう社会のデジタル化を踏まえ、パソコンやスマートフォン、生活に必要な情報機器類に関して相談や訓練を行える体制を強化するべきである。
* 訓練については、パソコン・スマートフォン、生活に必要な情報機器類の操作支援に加えて、視覚障がい者が就労に活かすことができるスキルの習得支援等、幅広い訓練を行える体制を整えるべきである。
* 支援体制強化の１つの手段として、支援者の養成を担う専門職を、ライトセンターに配置するべきである。
* また、訓練に必要となるICT関連機器について、必要な経費を用意するべきである。併せて、事業に関連する企業や大学等に協力や支援を積極的に仰ぎ、連携して対応していくべきである。
* これまでICTに触れてこなかった視覚障がい者が積極的にICTを活用できるよう、ICT関連講座への参加を促す等の積極的な働きかけや普及啓発を行っていくべきである。

（取組により得られる効果）

* 情報障がいとも言われる視覚障がいのある人にとって、ICTの技術を積極的に用いて生活することで、社会における障がいが減少し、生活が豊かになる。
* 社会のデジタル化が促進されればされるほど、ICTを活用できない障がい者は情報にアクセスすることが難しくなるため、積極的なICT活用を働きかけることで、デジタルデバイドの解消につながる。
* 生活に必要なICT支援だけでなく、視覚障がい者が就労に活かせるスキルを習得できる環境が整うことで、就労の選択肢が拡がる。

**（３）ボランティア育成事業**

ライトセンター事業をはじめとする県内の視覚障がい支援においては、ボランティアの力が欠かせないものとなっている。前掲のとおり、県内には105グループ、約3,000名の視覚障がい支援を行うボランティアがおり、県内の視覚障がい者の生活は、これらの人々の力によって支えられている。

中でも、日本赤十字社の理念や活動に賛同したボランティアが集う視援奉は、その活動場所をライトセンターに置き、図書の点訳・音訳、拡大図書の製作、誘導、在宅援助、ITサポート、そしてスポーツやレクリエーションを一緒に楽しむという幅広い支援を無償（一部実費を徴収）で提供している。ライトセンターのプライベートサービスで依頼のあった各種点訳・音訳資料の製作を視援奉が担う等、活動内容はライトセンターの運営と車の両輪のような構造になっている。

　長い間、視援奉をはじめとするボランティアが無償で担ってきた点訳と音訳について、その活動を最低賃金程度（時給1,000円）で賃金換算すると、年間２億円を超える規模となる試算結果が出ている[[30]](#footnote-30)。試算の内訳としては、次のとおりである。

年間450タイトルの点訳図書製作には、400人の点訳ボランティアによる延べ約99,000時間の活動が必要である。また、年間250タイトルの録音図書製作と19誌の録音雑誌製作には、417人の録音ボランティアによる延べ約63,000時間の活動が必要である。それらの活動時間の合計162,000時間に時給1,000円を乗じた額が、162,000,000円である。

さらに、点訳録音以外に来所して行うボランティア活動の費用について、平成21年度のボランティア年間来所者数28,513人が、１回の来所につき２時間の活動を行ったと仮定し、総活動時間に時給1,000円を乗じた額が、57,026,000円である。この額に、点訳音訳の製作にかかる費用162,000,000円を合わせて、合計219,026,000円となる。

これらの試算には、視援奉をはじめとするボランティアが用いる点訳や音訳に必要な機材や消耗品等の経費、交通費は一切計上されていない。また、ライトセンターの図書の質を高く保つため、点訳と音訳を行うボランティアは、ライトセンターが実施する数十時間に及ぶ点訳・音訳講座等を修了し、更に技術審査に合格した者となっているが、それらの時間については勘案されていない。

試算に使った数字が10数年前のものであり、製作する図書の数や種類も変動していることから、あくまでも参考としての値ではあるが、視援奉をはじめとするボランティアの活動内容は、ライトセンターの年間指定管理料（約３億円）に匹敵するものである可能性を、ここに明記しておきたい。

　視覚障がいの社会的障壁を減少させ、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するために、ライトセンターは「ボランティア」という存在を県の大事な資産であると考え、これまでアクセシブルな図書の製作をはじめとするボランティアの活動を推進してきた。それは、当事者目線の障害福祉推進条例の理念⑥「多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと」を数十年も前から体現してきていたと言える。

　ライトセンターが取り組む事業の全てにボランティアの力が必要であり、事業に優先順位をつけるとしたら、このボランティア育成事業が最も重要で優先すべき事項であるという当事者からの意見が出ていたほどである。

上記のようなボランティアの功績を念頭においた上で、ライトセンターの事業をはじめとする視覚障がい支援に欠かせないボランティアの活動について、「ボランティアの活動基盤」「ボランティアの活動支援」「ボランティアの養成」の３点にわけて、ライトセンターが今後取り組むべき事項は、次のとおりである。

なお、ここでは、広く一般のボランティアを指す「ボランティア」、ライトセンターで活動する「視援奉」、県内の様々な地域で活動する「地域ボランティア」、今後県として養成を検討するであろう障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた「点訳奉仕員・朗読奉仕員等」を、分けて表記していくこととする。

**ア　ボランティアの活動基盤**

長い間、ライトセンターが大事にしてきたボランティアとの協同による視覚障がい支援は、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念⑤「障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること」基本理念⑥「多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと」の２つに大きく関係していると言え、とても重要な取組である。

（実施すべき必要な取組）

* これまでライトセンター事業を多岐にわたって支えてきた視援奉をはじめとするボランティアは、今後も当事者からのニーズに的確に応えられる安定した視覚障がい支援を行う上では、欠かせない重要な存在であり、その活動基盤を整えていくべきである。
* 具体的には、現在は活動に必要な機材等を自費で揃えて活動を続けている視援奉をはじめとするボランティアだが、必要な機材・資料等にかかる費用及び活動環境を県として確保し、活動を安心して継続できる環境を整備していくべきである。
* 視覚障がい者へのアクセシブルな情報を安定して提供していくため、これまでライトセンターで行ってきた点訳や音訳、代筆・代読等の視援奉の支援を発展させ、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成を行い、情報提供や意思疎通支援の環境の整備を検討するべきである。（再掲）
* 具体的には、ライトセンターにて障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等を養成し、点訳奉仕員・朗読奉仕員等の認定や登録を行う制度を確立することを検討するべきである。（再掲）
* また、これらの制度により認定登録された点訳奉仕員・朗読奉仕員等に対して、活動時間もしくは成果物に対して一定の賃金や謝礼が支払われる仕組みを確立することを検討していくべきである。（再掲）

（取組により得られる効果）

* 活動基盤が整うことで、ボランティアが安心して活動を継続することができるようになる。
* 今後、さらにボランティアの確保が難しくなると思われる社会において、ボランティアの活動環境がきちんと整備されていることで、ボランティアの負担が軽減し、ボランティア数の減少を食い止めることにつながる。同様に、ボランティア活動を行いたいと思った人に対して、活動開始へのハードルを下げることにもつながる。
* 点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成、認定登録の仕組みを構築することで、点訳や音訳、代筆・代読等の質が一定に保たれ、安定的にサービスが提供されるようになる。（再掲）
* 点訳奉仕員・朗読奉仕員等を県として養成登録していくことで、読書バリアフリー法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて増加が見込まれる点訳や音訳への製作ニーズにも対応していくことができる。（再掲）
* 現状では、図書によっては提供に半年前後の時間を要する音訳についても、朗読奉仕員として人員がある程度確保されることで、よりタイムリーな図書提供が可能となる。プライベートサービスへのニーズにも応えやすくなる。（再掲）

**イ　ボランティアの活動支援**

視覚障がい支援を行うボランティアは、点訳・音訳・拡大写本・誘導等の支援をとおして、視覚障がい者にとっての社会的障壁を減らしていくことにやりがいを感じる等、それぞれが信念を持って活動している。これは、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念⑤「障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること」基本理念⑥「多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと」に関連しており、視覚障がいボランティアの活動支援を行うことは、障がいの有無によらない共生社会の実現に向けた一歩である。

（実施すべき必要な取組）

* ライトセンターの指定管理者として運営に携わるものは、県の視覚障がい支援が多くのボランティアの協力により成り立ってきた歴史やその背景、ボランティアとして活動することへの想い等を十分に理解し、視援奉をはじめとするボランティアが安心して活動を継続できるよう、関係機関等と連携してその活動を支援していくべきである。
* ライトセンターは、講座等において県全体のボランティアの支援力の底上げを図るとともに、支援を必要とする視覚障がい者に地域ボランティアをつなぐ等、地域ボランティアの派遣に関するワンストップ窓口としての機能も担うべきである。
* ワンストップ窓口の機能やその方法については、地域のボランティア団体等の意見も確認し、体制の構築を検討するべきである。

（取組により得られる効果）

* 県の視覚障がい支援において、重要な役割を担ってきたボランティアが安心して活動を継続できる基盤を整え、活動を支援することは、ボランティア数の維持や製作物の品質向上に直結し、強いては視覚障がい者の生活の質の向上につながる。
* ボランティア派遣のワンストップ窓口機能をライトセンターが担うことで、県内全域のボランティア情報を一括で把握でき、視覚障がい者のニーズに合ったボランティア派遣を適時行うことができるようになる。

**ウ　ボランティアの養成**

近年はボランティアの減少が生じており、中長期的な視点では、今後のボランティア活動の維持・継承が危ぶまれていく可能性がある。これは、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念⑥「多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと」を目指す上では、早期より対策を講じていくべき課題である。点訳・音訳・拡大写本・誘導等の支援をとおして、視覚障がい者にとっての社会的障壁を減らしていくことにやりがいを感じるボランティアが、その知識や技術を次世代につないでいけるよう、ボランティアの養成を積極的に行うことが極めて重要である。

（実施すべき必要な取組）

* 音訳、点訳、拡大図書、誘導、代筆・代読、ITサポート、スポーツレクリエーション等を行うボランティア活動について、ライトセンターにおける視援奉の活動のみならず、地域において活動するボランティアについても積極的に育成、活用する体制の構築を行うべきである。
* 具体的には、現在行われているボランティア養成講座の回数や内容を拡充し、さらに現在ボランティアとして活動している人への現任者向け講座等を増設する。県全体で、視覚障がい支援に携わるボランティアのスキル向上を目指すべきである。

（取組により得られる効果）

* ライトセンターにおける視援奉の活動だけでなく、地域で活動を行う地域ボランティアの養成を積極的に行うことができる。
* 県内全域の地域ボランティアを対象とした養成講座や現任者向け講座を積極的に行うことで、支援力の向上が図られる。視覚障がい者がどの地域に住んでいても、一定レベル以上の支援を受けることができ、支援提供に関する地域間格差が減少する。
* 合理的配慮の考え方の浸透により、今後さらに増加が見込まれる点訳や音訳、その他ボランティアに求められる支援について、視覚障がい者のニーズに応じて、待たせることなく必要なタイミングで必要な支援を提供できるようになる。

**（４）スポーツ振興事業**

検討会や関係団体等へのヒアリングにおいては、地域のスポーツ施設での利用拒否や、拒否までいかないにしても視覚障がい者の単独での利用はできず、介助者等の付添いを施設から求められるとの話があった。

そのため、実際に地域のスポーツ施設における視覚障がい者の利用状況等を確認することを目的に、令和５年１月に「視覚障がい者の受入れに係るスポーツ施設アンケート調査」を実施した[[31]](#footnote-31)。令和５年１月６日に神奈川県内の公共スポーツ施設80施設に郵送にてアンケートを送付し、１月31日の期限までに52施設から回答を得た（回答率65%）。

　52施設のうち31施設（全体の59.6％）が、回答時点で「視覚障がい者の施設利用がある」と答えている。視覚障がい者の利用があると答えた31施設のうち、「視覚障がい者の単独利用が可能」と回答した施設が13施設（41.9％）、「介助者と同伴でのみ利用可能」と回答した施設が11施設（35.5％）、その他７施設（22.6％）であった。

単独利用については、「安全の確保ができること」「単独利用で構わないが、施設整備が追い付いていないため、介助者同伴を推奨する」「障がいの程度に応じて単独または介助者同伴となる」「利用の種目による」「単独での利用は可能だが、職員は補助できない」「施設職員が常に介助ができないため、介助者同伴をお願いすることがある」といった記述が見られた。

　また、回答時点で「視覚障がい者の施設利用がない」と回答した21施設のうち、「今後、視覚障がい者から利用希望があった場合、施設を利用することは可能か」との設問に、「単独での利用が可能」と回答した施設が５施設（23.8％）、「介助者と同伴でのみ利用可能」と回答した施設が13施設（61.9％）、その他が３施設（14.3％）であった。

　単独利用が難しい理由については、「点字ブロックがない」「点字表記がない」「サポート体制が整っていない」「施設スタッフが入館から退館までのお手伝いが難しい」等、施設としてハード・ソフトの両面で配慮が整っていないことを理由とする施設があった。

今回の調査を受けて、既に合理的配慮の提供が義務付けられている公共のスポーツ施設においても、上記のように視覚障がい者単独での施設利用が必ずしも可能な訳ではない事実が浮き彫りになった。スポーツ施設が視覚障がい者を受け入れるには、特別な施設改修や人的配慮が必要と感じている施設が多いが、実際には個別の視覚障がい特性に併せて、部分的な支援で補えるケースも多いと推測される。

今後の対応としては、スポーツ施設のスタッフが構えずとも、少しの配慮で視覚障がい者を安全に受け入れる方法を一緒に考える機会を増やしていくとともに地域のスポーツ施設の環境整備を行い、並行してスポーツ施設の利用を希望する視覚障がい者のうちQOLを高めたいというニーズが強い方に関しては、単独利用の実現に向けて総合的な指導訓練を行うことが必要である。また、介助を必要とする視覚障がい者には、誘導支援からスポーツ介助まで一貫した支援を行えるボランティアの育成を行うことが必要である。

　一方、「今後、視覚障がいについての理解や視覚障がい者に必要な支援についての研修等が開催されるとしたら、参加したいと思うか」という設問に、「参加したい」と回答した施設が52施設中47施設（90.4％）あった。視覚障がい理解や必要な支援について、学ぶ機会を欲している施設が非常に多いこともわかったため、今後のライトセンターが担っていく機能の１つとして、検討されていくべきである。

上記の調査結果、検討会での構成員からの意見、そして、ライトセンターのプールの継続に関する当事者や関係者からの嘆願書が県に提出された経過等を踏まえて、「地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援」「ライトセンターのスポーツ施設」の２点に関して、ライトセンターが今後取り組むべき事項は、次のとおりである。

**ア　地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援**

視覚障がい者がスポーツを楽しむという社会の認識が少なかった時代から、視覚障がい者が自分らしく生き生きと過ごすための１つの手段として、ライトセンターではスポーツやレクリエーションに関するサポートを継続してきた。視覚障がい者がスポーツをしたいと思った場所で、したいと思ったときに、スポーツを主体的に楽しめる環境を整えることで、自己実現を尊重していくことが重要である。これは、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念①「全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること」につながっていると言える。

また、障がいのある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことをとおして、基本理念⑤「障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること」を具現化することができ、目指すべき共生社会の実現につながっていく。

（実施すべき必要な取組）

* 視覚障がい者が身近な地域でスポーツを楽しめるよう、また、ライトセンターまで通えない視覚障がい者が多くいることも考慮し、地域のスポーツ施設における視覚障がい者の受け入れ体制支援を、ライトセンターが中心となって行っていくべきである。
* 地域のスポーツ施設での視覚障がい者理解を促進するため、まずはライトセンターのスポーツ企画をいろいろな施設へ出張して実施し、その手法等をスポーツ施設の人に実際に見て学んでもらうべきである。
* 一方、視覚障がい者が地域のスポーツ施設の利用を開始するきっかけとなるよう、ライトセンターが地域のスポーツ施設訪問の機会を提供することが必要である。各地域に根差した団体等に協力を得る等して、地域におけるスポーツイベント周知を積極的に行っていくべきである。
* 地域のスポーツ施設を視覚障がい者が利用する際、必要な合理的配慮等を含めて安心安全にスポーツを行えるよう、ライトセンターが指導員を派遣する、視覚障がいや必要な支援に関する研修を行う等をして、地域におけるスポーツ環境の整備を図るべきである。

（取組により得られる効果）

* 地域のスポーツ施設の受け入れ体制が整うことで、視覚障がい者はより自分の住まいに近い場所で、日常的にスポーツを楽しむことができるようになる。
* 地域のスポーツ施設の利用が促進されると、視覚障がい者と地域の人との交流が生まれ、一緒にスポーツを楽しむことができるようになる。これは、１つの共生社会の実現につながる。

**イ　ライトセンターのスポーツ施設**

視覚障がい者がスポーツをしたいと思った場所で、したいと思ったときに、スポーツを主体的に楽しめる環境を整備することが必要である。最も身近な地域においてスポーツを楽しみたいと思う人がいる一方で、視覚障がいの特性に最大限配慮したライトセンターのようなスポーツ施設において、スポーツをしたいと考える人もいる。その人の成育歴、障がい特性、生活スタイル等様々な要因によって、考え方やニーズが異なるのは当然のことであり、幅広い選択肢を用意することが必要である。当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念④「障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること」を目指して、環境の整備を行うことも重要なことである。

（実施すべき必要な取組①スポーツ施設の継続）

* ライトセンターのスポーツ施設は、視覚障がい者に配慮された仕様や構造になっている。例えば、一般のプールは音が反響する作りになっていることが多いが、音で情報を得る視覚障がい者にとって、音の反響を抑える材質を使ったライトセンターのプールは、安心して利用することができる。体育館についても、音の反響を抑え、万が一運動中の視覚障がい者がぶつかった際にもケガをしないよう、壁は柔らかい仕様となっている。こういった視覚障がいの特性に十分な配慮がなされたスポーツ施設は他にはなく、神奈川県の財産として利用を継続していくべきである。
* 今まで同様、プールを含むスポーツ施設を指定管理者が運営するか、もしくは、スポーツ施設の運営は安全上専門的な技術が求められるため、指定管理者をライトセンター本体の運営とは分けることも含めて検討されるべきである。
* 現在の規模を維持してスポーツ施設を継続していくために、費用対効果の面から利用者数の確保が必要な場合、視覚障がい者以外の人も利用できるよう、近隣住民等に公開することも検討されるべきである。その際には、一般利用の人数制限や視覚障がい者優先利用時間を設ける等、運営の方法は綿密な検討が行われるべきである。
* また、ユニバーサル更衣室等、障がい当事者の声を参考に、より利用しやすい環境になるよう修繕等を行うべきである。

（取組により得られる効果①スポーツ施設の継続）

* 視覚障がい者に配慮されたスポーツ施設を継続することで、様々な状況にある視覚障がい者が、すべからく安心してスポーツを楽しむことができる。
* スポーツ施設の一般開放を行うことで、県民にライトセンターや視覚障がいについて知ってもらうことができ、視覚障がいや視覚障がい者の理解促進につながる。
* 改正障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が義務化されても、地域の全てのスポーツ施設がすぐに安心して使える施設に切り替わるわけではない。そのための働きかけは別途行っていく必要があるが、地域のスポーツ施設の受け入れ体制が整うまでの間、対応を行うことができる。

（実施すべき必要な取組②スポーツ施設と地域スポーツ振興のバランス）

* 共生社会を目指す中では、ライトセンターのスポーツ施設という限られた場所ではなく、広く一般の人と同様に視覚障がい者が身近な地域でスポーツを楽しめるようにしていくべきである。
* ライトセンターまで通えない視覚障がい者が多くいることも考慮し、地域のスポーツ施設における視覚障がい者の受け入れ体制支援を、ライトセンターが中心となって行っていくべきである。
* 地域のスポーツ施設における受け入れ体制の構築を進める中で、予算や人員等が課題になる場合は、ライトセンターのスポーツ施設の縮小もしくは廃止についても、慎重に検討が行われるべきである。
* その際には、スポーツ施設の全てを一括して継続か廃止として考えるのではなく、プール、トレーニングルーム、体育館等、その機能や役割、必要があればこれまでの利用実績等も考慮して検討が行われるべきである。
* 体育館については、スポーツに関する利用だけでなく、文化的な行事等、人が多数集まるイベントでも利用されていることを踏まえ、今後の運営の方向性を検討していくべきである。
* 修理やランニングコストに莫大な経費がかかるプールについては、ニーズや役割を改めて把握・整理し、廃止も含めて慎重に検討されるべきである。
* ただし、利用実績が少ないこと等を理由にいずれかの機能を廃止せざるを得ない場合には、廃止の決定だけではなく、その廃止に伴って満たされなくなる視覚障がい者のニーズが必ずあることを理解し、そのニーズにどう応えていくべきか、代替となる案について積極的に取り組んでいくべきである。

（取組より得られる効果②スポーツ施設と地域スポーツ振興のバランス）

* 地域のスポーツ施設を視覚障がい者が利用していくことで、地域の人々とともにスポーツを楽しむことができる。
* 視覚障がい者による地域のスポーツ施設利用が促進されることが、今後の地域共生社会を考える上では重要である。地域のスポーツ施設へ積極的な働きかけを行うことに予算や人員を充てられることで、地域での支援体制整備が行われやすくなる。

**（５）普及啓発事業**

視覚障がいのある人にとってどのようなことが社会的障壁になるのか、ライトセンターというのは何が行われている場所なのか、視覚障がい者やボランティア等の関係者にとっては何十年も前から支援や活動の拠点となっているライトセンターも、一般県民にはまだ認知されていない部分も多いと思われ、これまで述べてきた各事業の利用促進にも関連する重要な事業として、普及啓発事業が存在している。

検討会では、必要な普及啓発やそのために関係機関が連携すること等について、幅広い意見が出されていた。

構成員からの意見等を受け、「地域への積極的なアウトリーチの展開」「市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携」「県民への視覚障がい理解の促進」の３点に関して、ライトセンターが今後取り組むべき事項は、次のとおりである。

**ア　地域への積極的なアウトリーチの展開**

共生社会を目指す中では、視覚障がいにおける社会的障壁が何であるのかについて、県民の理解を促進する必要があり、ライトセンターはこれまで様々な形で普及啓発に取り組んできた。当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念③「障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること」を目指して、視覚障がい者が暮らす最も身近な地域へ、普及啓発においても積極的な働きかけを行うことが極めて重要である。

（実施すべき必要な取組）

* これまで行ってきた移動ライトセンターについて、普及啓発事業だけでなく、その他の事業においてもそれぞれ計画を立て、積極的に地域に出向いてアウトリーチ支援を行っていくべきである。
* 情報提供事業、相談・訓練事業、スポーツ振興事業、ボランティア育成事業において、地域に出向いて行える内容をそれぞれ検討し、時には複数事業が連動しながら、地域での取組を行っていくべきである。
* また、ライトセンターだけではなく、それぞれの地域で活動する関係機関と連携し、工夫しながらアウトリーチを行っていくべきである。
* 普及啓発としての移動ライトセンターは今後も継続し、地域に訪問して広く一般県民に視覚障がいやライトセンターのことを伝えていくべきである。

（取組により得られる効果）

* ライトセンターに来られない当事者や支援者が、地域にいながらにしてライトセンターの提供するサービスを受けられるようになり、地域間格差の是正につながる。
* アウトリーチを展開する中では、市町村との連携も発生するため、市町村に対してもライトセンターや各事業について理解を深めてもらうきっかけになる。
* 各種イベント等を地域に出向いて実施することで、広く一般県民に視覚障がい者や視覚障がいについての理解を促進することができる。
* ライトセンターについて広く一般県民に伝えていくことで、受障した人や支援を必要としている人にライトセンターの情報が伝わりやすくなる。

**イ　市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携**

ライトセンターのような視覚障がい者を包括的に支援する施設があっても、その存在自体が知られていなければ誰も支援に結び付くことができない。受障後速やかに支援を受けられるようにするためには、ライトセンターの存在を県内全域に伝えていくことが重要である。当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念⑥「多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと」を目指して、関係機関が連携して、視覚障がいのある人にとっての社会的障壁を減少させる地域づくりを行うことが必要である。

（実施すべき必要な取組）

* どの地域、どのライフステージにいる人でも、早期に適切な情報提供や支援を受けられるよう、受障後早い段階でライトセンター等の相談機関につながれるようにするべきである。
* そのために、ライトセンターは、市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携を行っていくべきである。
* 視覚障がいになってから身体障害者手帳を取得するまでにはある程度の時間がかかるため、まずは医療機関からライトセンターに繋がるための仕組み作りを行うべきである。
* また、身体障害者手帳取得の際に必ず訪れる市町村の障がい福祉主管課に対し、ライトセンターや県の視覚障がい支援についてまとめた啓発物をおく等、情報提供を積極的に行っていくべきである。
* これまで視覚障がいに関する各支援機関がそれぞれ行っていた普及啓発について、合同で行うことが効果的と思われる内容等を整理していくためにも、既存の会議体等を利用して県内の視覚障がい支援に関わる機関が集まり、現状や課題、取り組むべき内容を整理できる場を作っていくべきである。

（取組により得られる効果）

* これまで各機関がそれぞれ行っていた視覚障がい支援に関する普及啓発について、合同で行える部分や補い合える部分が出てくることで、情報や支援を必要としている視覚障がい者に対し、集約・整理された情報が届きやすくなる。
* 視覚障がい支援に必要な機関等が一覧になった啓発物を作成して啓発に利用することで、視覚障がい者やその家族、関係者がライトセンターだけではなく視覚障がい支援を行う県内の各機関につながりやすくなる。

**ウ　県民への視覚障がい理解の促進**

当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念⑥「多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと」を目指していくためには、視覚障がいのある人にとっての社会的障壁が何であるか、社会的障壁を減らすためにはどういった配慮が必要か、県民に幅広く伝え、知ってもらうことが重要である。

（実施すべき必要な取組）

* 県民に対し、各種広報や県の媒体を用いて、視覚障がいやライトセンター、ボランティア活動等に関する積極的な周知を行うべきである。

（取組より得られる効果）

* 視覚障がいや視覚障がい者、ライトセンターの存在を知らない人に対して、まずは知ってもらうことが重要である。正しく知ってもらうことで視覚障がいや視覚障がい者を身近に感じられるようになり、偏見や差別の解消につながる。
* 視覚障がいにとっての社会的な障がいが何かについて理解を得ることで、視覚障がい者にとって社会生活で必要な合理的配慮が得やすい環境作りにつながっていく。
* 視覚障がいのある人だけではなく、視覚障がいのない人も含めた県民全体への普及啓発を行うことで、身近な人が支援を必要とした時に早期にライトセンターにつながれるようになる。

**（６）その他**

これまで、ライトセンターの５つの事業について構成員の意見や実施すべきことをまとめてきた。そのどの事業にも当てはまらない、もしくはどの事業にも共通している、視覚障がい支援やライトセンター運営を行う上で非常に重要である事項について、最後に触れておきたい。

検討会での意見を踏まえ、「ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持」「ライトセンターに備えるべき機能」「県民にとって利用しやすい施設であるために」の３点に関して、取り組むべき事項は、次のとおりである。

**ア　ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持**

当事者目線の障害福祉推進条例では、「障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉」を、当事者目線の障害福祉であるとしている。障がい者に関わる誰もが障がい者一人一人の立場に立ち、社会環境を整備するためには、支援者の専門性が必要不可欠であり、専門性の維持継承には、施設運営のあり方が大きく関わる。

（実施すべき必要な取組）

* 利用者のニーズに応えられる質の高いサービスを提供するために、指定管理者制度がライトセンターの運営に適しているのかを検討するべきである。
* 指定管理者制度の適用が必要な場合、高い専門性を継承していくためには、指定管理期間の５年が適切な期間であるのか、指定管理期間の10年程度への延長も含めて検討されるべきである。
* これまでと同様、視覚障がい支援におけるボランティアは必要な存在であるが、ボランティアの存在だけに頼るのではなく、これまで経費として計上されてこなかった費用を確認し、必要経費を指定管理費として用意できるように検討されるべきである。
* 専門性を持った職員によるサービス提供のためには、長い年月をかけた人材の育成が必要であり、そのためには指定管理費の増額が検討されるべきである。
* 指定管理費に限りがある中で、指定管理業務として行う事業内容を再考し、視覚障がい者に本当に必要とされている支援が何か、そしてそのうちどこまでを指定管理業務として行うのか、本検討会の意見をもとに検討されるべきである。

（取組により得られる効果）

* 視覚障がい支援は、見えないことによって起こり得る危険を避け、自分では得ることの難しい情報の提供を保障する等、視覚障がいやその特性について、更には支援の内容に対応できる高度な知識を持った支援者が必要となる。長期スパンでの安定した雇用ができることにより、高い専門性を持った支援者の雇用が可能となる。
* 高い専門性を持つ人材の確保や育成は、現行の指定管理者制度の５年という期間や、経費節減を基調とする制度の影響を大いに受けていると思われるため、そのあり方を見直すことで必要な事業に必要な人材を置くことができ、本来ライトセンターが求められる専門性の高いサービスの提供を行うことができる。
* 今までボランティアが無償で担っていた役割について、県として必要な予算を確保していくことで、今後ボランティア数の減少等が進む可能性もある社会において、支援の持続的な提供が可能となる。

**イ　ライトセンターに備えるべき機能**

日々発展する技術や社会の変化に伴い、ライトセンターに求められる役割等が変化する中で、当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念①「全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること」を実現するために、新しく取り組むべき項目を次に挙げる。

（実施すべき必要な取組①）

* 企業や大学等が行うICTを用いた先進的な視覚障がい支援の実証実験等について、ライトセンターが視覚障がい支援の拠点として協力できる体制の構築を積極的に行うべきである。

（取組により得られる効果①）

* デジタル化が一層進む社会において、視覚障がい者のICTに関する相談訓練の重要性は前述したとおりであるが、併せて、ライトセンターが先進的な取組に率先して協力していくことで、未来の視覚障がい者の生活を豊かにする取組が前進していく。
* また、指定管理者としてライトセンターを運営する事業者等において、独自事業の実施により指定管理費以外の収入を得られることは極めて重要なことである。

（実施すべき必要な取組②）

* 読書バリアフリー法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行により、一般の事業者や公官庁から合理的配慮のための点訳や音訳のニーズが増加することが見込まれる。そのニーズに応えるため、ライトセンターとして果たせる新しい機能や役割があるか検討されるべきである。

（取組により得られる効果②）

* 各所で提供される合理的配慮に必要な点訳や音訳について、製作ができる場所や機関は限られている。古くから音訳や点訳を行い、そのノウハウを全国的に伝えてきたライトセンターの更なる活用が、視覚障がい者が当たり前のように合理的配慮を受けられる環境を整えることにつながっていく。

**ウ　県民にとって利用しやすい施設であるために**

当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念⑥「多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと」を実現するために、ライトセンターは県民に開かれた視覚障がい支援の拠点であり続けることが必要である。

（実施すべき必要な取組）

* 視覚障がい支援の拠点として、県内全域の当事者にとって利用しやすい身近な施設として役割を果たすべきである。開所時間や利用規約についても、利用者のニーズを的確に把握する中で、適宜そのあり方が検討されていくべきである。
* 視覚障がい者が必要とするサービスを自主事業等においても提供していけるよう、ライトセンターの指定管理業務以外の取組について、柔軟に検討されるべきである。
* 地域共生社会の考え方のもと、地域における視覚障がい支援が進んだ社会においても、ライトセンターは県内全域の視覚障がい者やその支援者がいつでも安心して集い、繋がれる場所であり続けるべきである。
* さらに、視覚障がい者が地域社会で安心して暮らせるよう、視覚障がい者の社会的障壁を取り除いていく必要がある。そのためには、地域住民の視覚障がい者理解が促進されることが重要であり、そのために必要な役割をライトセンターが担っていくべきである。

（取組により得られる効果）

* 子どもから高齢者まで、どのような環境にいる視覚障がい者にとっても、利用しやすいライトセンターとなる。
* ライトセンターが無償で行ってきたサービスについてはその機能を維持しながらも、視覚障がい者のさらなるニーズに応えられる体制を構築することで、視覚障がい者は安心して質の高い福祉サービスの提供が受けられるようになり、サービスの選択肢がさらに広がる。
* 視覚障がい者が、地域で安心して過ごせる環境、ライトセンターのような視覚障がい者が集える環境、その双方が整備されることで、視覚障がい者の選択肢が増え、生活の質が向上する。

以上が、関係団体ヒアリング等の意見を基に、構成員によって検討された今後のライトセンターが取り組むべき事項と、その取組によって得られる効果である。

**４　ライトセンターの事業に関するあり方についての提言**

視覚障がいのある県民が、他の県民と同様に豊かな日常生活・社会生活を送ることができるようにするために多くの役割を果たしてきた神奈川県ライトセンターは、必要不可欠な施設である。しかし、超高齢化や高度情報化等の社会状況の変化に伴い、視覚障がい者のニーズも変化してきており、神奈川県ライトセンターに寄せられる期待や役割等も変化しつつある。これまで神奈川県ライトセンターが大切にしてきた「不易」の部分も大切にしつつ、社会状況の急激な変化の中で、視覚障がい者が取り残されることがないように、「流行」にも敏感でなければならない。そのために必要な事項を、以下に提言としてまとめた。

**(1) 情報提供事業に関する提言**

**ア　視覚障がい者への情報提供と意思疎通支援**

* ライトセンターが行う各種情報提供については、利用者のニーズに合わせたそれぞれの方法により、引き続き情報が提供されるべきである。
* 利用者満足度調査等を用いて、メールマガジンやホームページ等のあり方についても、当事者の定期的なニーズの確認を行っていくべきである。
* 併せて、一般の事業者や官公庁が提供するべき合理的配慮のための点訳や音訳等について、必要な情報の発信等をライトセンターが中心となって積極的に行っていくべきである。
* 視覚障がい者一人ひとりのニーズに対応した情報提供ができるよう、視覚障がい者が必要とするアクセシブルな情報について、身近な生活圏である市町村等への技術の提供、支援を展開していくことも含め、運営体制の充実を図るべきである。
* 視覚障がい者へのアクセシブルな情報を安定して提供していくため、これまでライトセンターで行ってきた点訳や音訳、代筆・代読等の視援奉の支援を発展させ、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成を行い、情報提供や意思疎通支援の環境の整備を検討するべきである。
* 具体的には、ライトセンターにて障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等を養成し、点訳奉仕員・朗読奉仕員等の認定や登録を行う制度を確立することを検討するべきである。
* また、これらの制度により認定登録された点訳奉仕員・朗読奉仕員等に対して、活動時間もしくは成果物に対して一定の賃金や謝礼が支払われる仕組みを確立することを検討していくべきである。
* 在宅における代筆・代読支援の専門的なサービス提供体制を整えるために、県は、主体的に市町村へ支援者の養成や派遣等の働きかけ等に取り組むべきである。
* 視覚障がい者が、点訳、音訳、拡大写本等のプライベートサービスを必要とする時に、速やかに提供が行えるよう、県内各地域のボランティア団体、関係施設等と連携し、ライトセンターとしてワンストップ窓口の機能を設けるべきである。
* ワンストップ窓口の機能やその方法については、地域のボランティア団体や関係施設等の意見も確認し、体制の構築を検討するべきである。

**イ　読書バリアフリー法におけるライトセンターの役割**

* 読書バリアフリー法では、障がい福祉分野で所管する点字図書館だけでなく、地域の公共図書館や学校の図書館を所管する教育委員会等との連携や幅広い取組が求められており、まずは、県庁内関係部局で取組に関する現状の把握を行う「関係部局連携会議」を開催すべきである。
* 更に、関係部局連携会議関係者及び有識者等による「読書バリアフリー法施策検討委員会（仮）」等を立ち上げ、計画の内容や関連施策について検討を行い、県としての読書バリアフリー計画を明確なものとすべきである。
* 関係部局連携会議や読書バリアフリー法施策検討委員会（仮）等の動向を受け、ライトセンターが点字図書館として担うべき役割を、改めて検討していくべきである。
* ライトセンターは、全国的に見ても先進的な情報提供に関する取組を行ってきた。数多くの高品質な蔵書を提供してきている実績があるため、その作成スキルやノウハウ、そして蔵書を学校等の教育関係機関へどのように展開していけるか、学校や図書館を所管する県庁内関係部局とともに検討をしていくべきである。
* ライトセンターの蔵書等について、視覚障がい以外の利用希望者（肢体不自由や識字障がいのある人）へも視覚障がい者同様無償で提供ができるよう、県がその経費を捻出する等、図書の提供方法について検討していくべきである。
* 障がいがある方のICT利活用支援として実施している「かながわ障害者IT支援ネットワーク」において、読書バリアフリーに関するページを作成し、視覚障がい者等への積極的な情報提供や支援を行うべきである。ライトセンターはその取組に協力するなど、支援の拡幅を図るべきである。

**(2) 相談訓練事業に関する提言**

**ア　各地域に対応可能な相談訓練体制**

* 各地域において、乳幼児から高齢の視覚障がい者までをカバーできる包括的な相談・訓練の支援体制が必要であり、その拠点としての機能をライトセンターが担っていくべきである。
* ライトセンターから離れた地域にある市町村を、相談や訓練を行うことができるライトセンターの支援員が訪問し、地域における相談・訓練ニーズに応えるべきである。
* 各市町村を巡回するのか、例えば県西地域の市町村に固定したサテライト相談窓口等を設置するのか、実施の方法については市町村等の意見も確認しながら検討されるべきである。
* 巡回相談やサテライト相談窓口の対応を行うため、視覚障がいに関する相談・訓練、市町村等関係機関とコーディネートを行える専門性を持った人材の配置を行うべきである。
* また、ライトセンターに直接来ることのできない視覚障がい者に対しての選択肢を増やすため、オンライン相談支援体制の更なる推進を行うべきである。より多くの人に利用してもらえるよう、積極的な周知を図るべきである。
* イギリスのECLO（Eye Clinic Liaison Officer）等を参考に、支援を必要とする視覚障がい者やその家族を、医療から福祉や教育等の適切な支援につなげる役割を担う専門職を、ライトセンターや今後検討が行われるサテライト窓口等に配置することを検討するべきである。
* 眼科クリニック等の医療機関から、福祉や教育等の支援へしっかりとつなげられるよう、スマートサイトとライトセンター等支援機関の連携強化が必要である。

**イ　視覚障がい児・家族支援**

* 先行する聴覚障がい児支援と同様に、見えにくい子どもや視覚障がい児の早期発見、早期支援、成人に至るまでの切れ目のない支援が行えるよう、ライトセンターがその中核を担う機能として、整備されるべきである。
* その一環として、ライトセンターのキッズルームを有効活用し、定期的に見えにくい子どもや視覚障がい児向けの幼児教室を開催するべきである。幼児教室には、見えにくい子どもや視覚障がい児に関して専門的な相談支援を行え、関係機関とのコーディネートを行える人材を配置するべきである。
* また、幼児教室を卒業した学齢児に対して、定期的な講座やイベントを開催する等、いつでも集まれる環境を提供するべきである。
* 盲学校や関係機関とのより一層の連携により、県内全域の見えにくい子ども・視覚障がい児やその家族へ、よりきめ細やかな相談支援を提供するべきである。中でも、夕方以降の時間帯や土日における相談ニーズに対応できる体制の構築を検討するべきである。

**ウ　ICTに関する相談訓練**

* 今後更に進むであろう社会のデジタル化を踏まえ、パソコンやスマートフォン、生活に必要な情報機器類に関して相談や訓練を行える体制を強化するべきである。
* 訓練については、パソコン・スマートフォン、生活に必要な情報機器類の操作支援に加えて、視覚障がい者が就労に活かすことができるスキルの習得支援等、幅広い訓練を行える体制を整えるべきである。
* 支援体制強化の１つの手段として、支援者の養成を担う専門職を、ライトセンターに配置するべきである。
* また、訓練に必要となるICT関連機器について、必要な経費を用意するべきである。併せて、事業に関連する企業や大学等に協力や支援を積極的に仰ぎ、連携して対応していくべきである。
* これまでICTに触れてこなかった視覚障がい者が積極的にICTを活用できるよう、ICT関連講座への参加を促す等の積極的な働きかけや普及啓発を行っていくべきである。

**(3) ボランティア育成事業に関する提言**

**ア　ボランティアの活動基盤**

* これまでライトセンター事業を多岐にわたって支えてきた視援奉をはじめとするボランティアは、今後も当事者からのニーズに的確に応えられる安定した視覚障がい支援を行う上では、欠かせない重要な存在であり、その活動基盤を整えていくべきである。
* 具体的には、現在は活動に必要な機材等を自費で揃えて活動を続けている視援奉をはじめとするボランティアだが、必要な機材・資料等にかかる費用及び活動環境を県として確保し、活動を安心して継続できる環境を整備していくべきである。
* 視覚障がい者へのアクセシブルな情報を安定して提供していくため、これまでライトセンターで行ってきた点訳や音訳、代筆・代読等の視援奉の支援を発展させ、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成を行い、情報提供や意思疎通支援の環境の整備を検討するべきである。（再掲）
* 具体的には、ライトセンターにて障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等を養成し、点訳奉仕員・朗読奉仕員等の認定や登録を行う制度を確立することを検討するべきである。（再掲）
* また、これらの制度により認定登録された点訳奉仕員・朗読奉仕員等に対して、活動時間もしくは成果物に対して一定の賃金や謝礼が支払われる仕組みを確立することを検討していくべきである。（再掲）

**イ　ボランティアの活動支援**

* ライトセンターの指定管理者として運営に携わるものは、県の視覚障がい支援が多くのボランティアの協力により成り立ってきた歴史やその背景、ボランティアとして活動することへの想い等を十分に理解し、視援奉をはじめとするボランティアが安心して活動を継続できるよう、関係機関等と連携してその活動を支援していくべきである。
* ライトセンターは、講座等において県全体のボランティアの支援力の底上げを図るとともに、支援を必要とする視覚障がい者に地域ボランティアをつなぐ等、地域ボランティアの派遣に関するワンストップ窓口としての機能も担うべきである。
* ワンストップ窓口の機能やその方法については、地域のボランティア団体等の意見も確認し、体制の構築を検討するべきである。

**ウ　ボランティアの養成**

* 音訳、点訳、拡大図書、誘導、代筆・代読、ITサポート、スポーツレクリエーション等を行うボランティア活動について、ライトセンターにおける視援奉の活動のみならず、地域において活動するボランティアについても積極的に育成、活用する体制の構築を行うべきである。
* 具体的には、現在行われているボランティア養成講座の回数や内容を拡充し、さらに現在ボランティアとして活動している人への現任者向け講座等を増設する。県全体で、視覚障がい支援に携わるボランティアのスキル向上を目指すべきである。

**(4) スポーツ振興事業に関する提言**

**ア　地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援**

* 視覚障がい者が身近な地域でスポーツを楽しめるよう、また、ライトセンターまで通えない視覚障がい者が多くいることも考慮し、地域のスポーツ施設における視覚障がい者の受け入れ体制支援を、ライトセンターが中心となって行っていくべきである。
* 地域のスポーツ施設での視覚障がい者理解を促進するため、まずはライトセンターのスポーツ企画をいろいろな施設へ出張して実施し、その手法等をスポーツ施設の人に実際に見て学んでもらうべきである。
* 一方、視覚障がい者が地域のスポーツ施設の利用を開始するきっかけとなるよう、ライトセンターが地域のスポーツ施設訪問の機会を提供することが必要である。各地域に根差した団体等に協力を得る等して、地域におけるスポーツイベント周知を積極的に行っていくべきである。
* 地域のスポーツ施設を視覚障がい者が利用する際、必要な合理的配慮等を含めて安心安全にスポーツを行えるよう、ライトセンターが指導員を派遣する、視覚障がいや必要な支援に関する研修を行う等をして、地域におけるスポーツ環境の整備を図るべきである。

**イ　ライトセンターのスポーツ施設**

（提言①スポーツ施設の継続）

* ライトセンターのスポーツ施設は、視覚障がい者に配慮された仕様や構造になっている。例えば、一般のプールは音が反響する作りになっていることが多いが、音で情報を得る視覚障がい者にとって、音の反響を抑える材質を使ったライトセンターのプールは、安心して利用することができる。体育館についても、音の反響を抑え、万が一運動中の視覚障がい者がぶつかった際にもケガをしないよう、壁は柔らかい仕様となっている。こういった視覚障がいの特性に十分な配慮がなされたスポーツ施設は他にはなく、神奈川県の財産として利用を継続していくべきである。
* 今まで同様、プールを含むスポーツ施設を指定管理者が運営するか、もしくは、スポーツ施設の運営は安全上専門的な技術が求められるため、指定管理者をライトセンター本体の運営とは分けることも含めて検討されるべきである。
* 現在の規模を維持してスポーツ施設を継続していくために、費用対効果の面から利用者数の確保が必要な場合、視覚障がい者以外の人も利用できるよう、近隣住民等に公開することも検討されるべきである。その際には、一般利用の人数制限や視覚障がい者優先利用時間を設ける等、運営の方法は綿密な検討が行われるべきである。
* また、ユニバーサル更衣室等、障がい当事者の声を参考に、より利用しやすい環境になるよう修繕等を行うべきである。

（提言②スポーツ施設と地域スポーツ振興のバランス）

* 共生社会を目指す中では、ライトセンターのスポーツ施設という限られた場所ではなく、広く一般の人と同様に視覚障がい者が身近な地域でスポーツを楽しめるようにしていくべきである。
* ライトセンターまで通えない視覚障がい者が多くいることも考慮し、地域のスポーツ施設における視覚障がい者の受け入れ体制支援を、ライトセンターが中心となって行っていくべきである。
* 地域のスポーツ施設における受け入れ体制の構築を進める中で、予算や人員等が課題になる場合は、ライトセンターのスポーツ施設の縮小もしくは廃止についても、慎重に検討が行われるべきである。
* その際には、スポーツ施設の全てを一括して継続か廃止として考えるのではなく、プール、トレーニングルーム、体育館等、その機能や役割、必要があればこれまでの利用実績等も考慮して検討が行われるべきである。
* 体育館については、スポーツに関する利用だけでなく、文化的な行事等、人が多数集まるイベントでも利用されていることを踏まえ、今後の運営の方向性を検討していくべきである。
* 修理やランニングコストに莫大な経費がかかるプールについては、ニーズや役割を改めて把握・整理し、廃止も含めて慎重に検討されるべきである。
* ただし、利用実績が少ないこと等を理由にいずれかの機能を廃止せざるを得ない場合には、廃止の決定だけではなく、その廃止に伴って満たされなくなる視覚障がい者のニーズが必ずあることを理解し、そのニーズにどう応えていくべきか、代替となる案について積極的に取り組んでいくべきである。

**(5) 普及啓発事業に関する提言**

**ア　地域への積極的なアウトリーチの展開**

* これまで行ってきた移動ライトセンターについて、普及啓発事業だけでなく、その他の事業においてもそれぞれ計画を立て、積極的に地域に出向いてアウトリーチ支援を行っていくべきである。
* 情報提供事業、相談・訓練事業、スポーツ振興事業、ボランティア育成事業において、地域に出向いて行える内容をそれぞれ検討し、時には複数事業が連動しながら、地域での取組を行っていくべきである。
* また、ライトセンターだけではなく、それぞれの地域で活動する関係機関と連携し、工夫しながらアウトリーチを行っていくべきである。
* 普及啓発としての移動ライトセンターは今後も継続し、地域に訪問して広く一般県民に視覚障がいやライトセンターのことを伝えていくべきである。

**イ　市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携**

* どの地域、どのライフステージにいる人でも、早期に適切な情報提供や支援を受けられるよう、受障後早い段階でライトセンター等の相談機関につながれるようにするべきである。
* そのために、ライトセンターは、市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携を行っていくべきである。
* 視覚障がいになってから身体障害者手帳を取得するまでにはある程度の時間がかかるため、まずは医療機関からライトセンターに繋がるための仕組み作りを行うべきである。
* また、身体障害者手帳取得の際に必ず訪れる市町村の障がい福祉主管課に対し、ライトセンターや県の視覚障がい支援についてまとめた啓発物をおく等、情報提供を積極的に行っていくべきである。
* これまで視覚障がいに関する各支援機関がそれぞれ行っていた普及啓発について、合同で行うことが効果的と思われる内容等を整理していくためにも、既存の会議体等を利用して県内の視覚障がい支援に関わる機関が集まり、現状や課題、取り組むべき内容を整理できる場を作っていくべきである。

**ウ　県民への視覚障がい理解の促進**

* 県民に対し、各種広報や県の媒体を用いて、視覚障がいやライトセンター、ボランティア活動等に関する積極的な周知を行うべきである。

**(6) その他の提言**

**ア　ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持**

* 利用者のニーズに応えられる質の高いサービスを提供するために、指定管理者制度がライトセンターの運営に適しているのかを検討するべきである。
* 指定管理者制度の適用が必要な場合、高い専門性を継承していくためには、指定管理期間の５年が適切な期間であるのか、指定管理期間の10年程度への延長も含めて検討されるべきである。
* これまでと同様、視覚障がい支援におけるボランティアは必要な存在であるが、ボランティアの存在だけに頼るのではなく、これまで経費として計上されてこなかった費用を確認し、必要経費を指定管理費として用意できるように検討されるべきである。
* 専門性を持った職員によるサービス提供のためには、長い年月をかけた人材の育成が必要であり、そのためには指定管理費の増額が検討されるべきである。
* 指定管理費に限りがある中で、指定管理業務として行う事業内容を再考し、視覚障がい者に本当に必要とされている支援が何か、そしてそのうちどこまでを指定管理業務として行うのか、本検討会の意見をもとに検討されるべきである。

**イ　ライトセンターに備えるべき機能**

（提言①）

* 企業や大学等が行うICTを用いた先進的な視覚障がい支援の実証実験等について、ライトセンターが視覚障がい支援の拠点として協力できる体制の構築を積極的に行うべきである。

（提言②）

* 読書バリアフリー法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行により、一般の事業者や公官庁から合理的配慮のための点訳や音訳のニーズが増加することが見込まれる。そのニーズに応えるため、ライトセンターとして果たせる新しい機能や役割があるか検討されるべきである。

**ウ　県民にとって利用しやすい施設であるために**

* 視覚障がい支援の拠点として、県内全域の当事者にとって利用しやすい身近な施設として役割を果たすべきである。開所時間や利用規約についても、利用者のニーズを的確に把握する中で、適宜そのあり方が検討されていくべきである。
* 視覚障がい者が必要とするサービスを自主事業等においても提供していけるよう、ライトセンターの指定管理業務以外の取組について、柔軟に検討されるべきである。
* 地域共生社会の考え方のもと、地域における視覚障がい支援が進んだ社会においても、ライトセンターは県内全域の視覚障がい者やその支援者がいつでも安心して集い、繋がれる場所であり続けるべきである。
* さらに、視覚障がい者が地域社会で安心して暮らせるよう、視覚障がい者の社会的障壁を取り除いていく必要がある。そのためには、地域住民の視覚障がい者理解が促進されることが重要であり、そのために必要な役割をライトセンターが担っていくべきである。

以上が、検討会からの提言である。

これらの提言をもとに事業整理を行うに当たっては、事業ごとに効果測定の方法を事前に設定し、その内容を次年度以降の事業運営に反映することが重要である。これまでも実施してきた利用者満足度調査、指定管理者制度におけるモニタリング等の内容を含めて、効果的な指標を検討されたい。

最後に、検討会におけるこれまでの幅広い検討を反映した結果、この報告書には多くの提言が盛り込まれているが、ライトセンターが行う事業の基底を成す考えを改めて示すと以下のとおりである。

1. **誰もが安心して社会参加できる「地域づくり」**

　　～ 相談・訓練を最も身近な地域で受けられる体制づくり（アウトリーチやサテライトの検討）

　　～ 地域でスポーツ等を楽しめる基盤づくり（合理的配慮の方法を伝える積極的な働きかけ）

　　～ 教育・福祉・医療等の連携による切れ目のない支援・啓発（拠点としての機能強化）　　など

1. **ボランティアとともに歩む「人づくり」**

～ 視援奉をはじめとするボランティアが安心して活動を継続できる体制づくり

（活動基盤の整備および活動の支援）

　　～ 視覚障がいにとっての社会的障壁を減少させるための支援力の維持・継承

（ボランティアの養成等）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など

1. **新しい法律や技術を取り入れた「仕組みづくり」**

　　～ 「読書バリアフリー法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」等に基づく取組の促進

　　～ 日々発展するICTによる生活の質向上への取組の促進　　　　　　　　　　　　　　　など

1. **上記の取組等を展開するために必要なライトセンターの運営基盤の整備**

　　～ 高い専門性を提供する視覚障がい支援の拠点施設としての適切な予算措置　　　　　　など

この報告書の内容が広く関係者に共有され、今後、視覚障がい支援に関する総合的、計画的な施策等の展開につながることを望む。

**おわりに**

本検討会のミッションは、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例　～ともに生きる社会を目指して～」の理念に則り、視覚障がいのある神奈川県民の目線で、視覚障がい者福祉の推進に取り組んできた神奈川県ライトセンター（以下、センター）の役割や課題を整理し、めまぐるしく状況が変化する社会の中にあって、今後、センターが果たすべき新たな役割について、前向きな議論を行い、提言をまとめることであった。

　センターの過去を整理し、未来に向けた提言を行うために、6回の検討会で議論を行った。また、根拠に基づいて議論を行うために、視覚障がい者の支援に関する様々なデータを収集したり、県内の主要な視覚障がい当事者団体や支援団体などへのヒアリング等を行い、意見を聴取したりした。議論を通して、センターが、視覚障がい者の福祉を推進する上で担ってきた重要な役割を再確認することができた。同時に、超高齢社会の到来による支援の担い手であるボランティアの減少や高齢化、高度情報化による利用者のニーズの多様化、コロナ禍による日本経済を含めた社会活動への影響などの社会状況の変化等により、センターを取り巻く状況は大きく変化しており、新たな役割が求められていることもわかった。そして、誰一人取り残すことのない共生社会を構築するためには、視覚障がいのある県民の日常生活・社会生活（以下、生活）を支え続けてきたセンターは必要不可欠であり、「不易と流行」の両面からセンターの役割を見直す必要があるという結論に至った。

センターが果たしてきた役割

　センターの活動の源流は、視覚障がいのある子ども達の人格形成や学習に必要不可欠な点字図書を提供することにあるとされている。「読書バリアフリー法」が施行される69年も前のことである。それ以来、センターは、視覚障がいのある人達の生活を困難にしているバリア（社会的障壁）を解消していくための活動に取り組んできた。しかし、社会には、様々なバリアが存在している。例えば、点字ブロックや音の出る信号機等が設置されていないために安心して安全に移動出来ないという「物理的なバリア」、点訳・音訳・拡大写本等による情報が少ないという「文化・情報面のバリア」、施設の利用や資格試験等の受験を制限・拒否されるという「制度上のバリア」、そして、様々な場面で、避けられたり、差別されたり、偏見を持たれたり、「かわいそう」「気の毒」と同情されたり、下に見られたりという「意識上のバリア」等である。センターは、視覚障がい者が訓練を受けたり、集ったりする役割を果たしてきただけでなく、上述のバリアを解消するという役割を果たすために、様々な活動を展開してきた。センターは、視覚障がいのあるすべての県民のための施設として、視覚障がい者の人権が、他の県民と同じように守られ、安心して、安全に生活を送ることができる環境を整備するための役割を果たしてきたわけである。

今後も守り続けるべき理念

　センターでは、医学モデル（見えない・見えにくい等の個人の心身の特性を障がいだとする捉え方）の観点から障がいが捉えられ、視覚障がいのある個人が訓練を受けることで、社会に適応するための能力を身につけることが大切だと考えられていた時代から、点訳・音訳・拡大写本等のアクセシブルな書籍を増やす取り組みやガイドヘルパーとして移動を支援する取り組み等を通して、情報障がいと言われている視覚障がい者にとってのバリアを解消する活動を展開してきた。その活動の根底には、障がいの社会モデル（障がいのある人のことを考えずに作り出されてしまった社会的障壁を障がいだとする捉え方）の考え方に通じる理念があると考えられる。障がいの社会モデルの考え方が日本で広く知られるようになる以前から、人を含めた社会の環境を整備する取り組みを粛々と行ってきたセンターの役割は、共生社会の樹立を考える上でも重要だと考えられる。

　1982年に視覚障がい者の文化の向上と福祉の増進をはかるためにボランティア団体として発足し、長年、センターを拠点として活動してきた神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団（以下、視援奉）が掲げる「わたしたちは　目のかわりを　しています」というスローガンにも障がいの社会モデルに通じる理念があると考えられる。視覚情報がなければ、安心して安全に生活できない社会なので、視覚情報を提供する役割をボランティアとして果たしているだけであり、視覚情報がなくても生活できる状況になるまでの間、活動するという捉え方は、共生社会を構築する上で、極めて重要な理念だと考えられる。

　今後も、センターは、社会モデルや人権モデルの理念を重視し、見えない・見えにくいことがバリアにならない共生社会を確立するための役割を果たしていくことが必要である。

**神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会**

**構成員名簿**

（敬称略）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属 | 役　職・氏　名 |
| 慶応義塾大学経済学部 | 教授　　　　　　中野　泰志　 |
| 特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者福祉協会 | 理事長　　　　　鈴木　孝幸 |
| 神奈川視覚障害者の生活と権利を守る会 | 執行委員　　　　和泉　厚治 |
| 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 | 理事兼福祉局長　村井　政夫 |
| 神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団 | 委員長　　　　　村井　延子 |
| 神奈川県立平塚盲学校 | 校長　　　　　　萩庭　圭子 |

**神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会**

**開催状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回数 | 日時 | 内容 |
| 第１回 | 令和４年５月27日10:00～12:00 | 〇　ライトセンターの現状と課題〇　構成員のライトセンターへの希望 |
| 第２回 | 令和４年７月29日10:00～12:00 | 〇　関係団体ヒアリング結果の共有 |
| 第３回 | 令和４年９月８日10:00～12:00 | 〇　ライトセンター運営の実際 |
| 第４回 | 令和４年11月11日9:30～12:00 | 〇　相談支援のあり方〇　視覚障がい者支援におけるICTの活用〇　読書バリアフリー法 |
| 第５回 | 令和４年12月23日10:00～12:00 | 〇　施設の有効活用の方向性〇　報告書案の確認 |
| 第６回 | 令和５年２月２日10:00～12:00 | 〇　報告書案のまとめ |

1. 参考：神奈川県「かながわ障がい者計画」（2019年） [↑](#footnote-ref-1)
2. 参考：外務省「障害者権利条約パンフレット」（2018年） [↑](#footnote-ref-2)
3. 協力関係団体等一覧(順不同)：

NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会、神奈川視覚障害者の生活と権利を守る会、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団、神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団、神奈川県立平塚盲学校PTA、神奈川県立平塚盲学校乳幼児相談、NPO法人View-Net神奈川、ひよこの会：視覚障がいを抱える乳幼児とその家族を支える会 [↑](#footnote-ref-3)
4. 参考：山田幸男、大石正夫、ほか「中途視覚障害者のリハビリテーション（第6報）視覚障害者の心理・社会的問題,とくに白杖,点字,障害者手帳,自殺意識について眼紀52:24-29」（2001年） [↑](#footnote-ref-4)
5. 参考：山田幸男「視覚障害者のこころのケア,視覚リハビリテーション研究3(2),66-69」（2013年） [↑](#footnote-ref-5)
6. 注釈：神奈川県ライトセンター調べ（令和４年５月） [↑](#footnote-ref-6)
7. 参考：神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団ホームページhttps://sites.google.com/view/shienho/ホーム [↑](#footnote-ref-7)
8. 引用：神奈川県立体育センター事業部指導研究課調査研究班「神奈川県におけるスポーツ空間および障害者の公共スポーツ施設利用状況調査－障害者スポーツの振興拠点機能を備えた施設を目指して－」（平成30年度） [↑](#footnote-ref-8)
9. 引用：神奈川県「指定管理者制度の運用に関する指針」（令和４年３月一部改正）https://www.pref.kanagawa.jp/docs/hy8/cnt/f5586/index.html [↑](#footnote-ref-9)
10. 注釈：ここでは、指定管理者が雇用する常勤職員を指す [↑](#footnote-ref-10)
11. 注釈：ここでは、嘱託職員、派遣職員、非常勤職員、アルバイトなどを指す [↑](#footnote-ref-11)
12. 参考：第２回神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会会議結果（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/shiteikanri/lc-arikatakentoukai\_kaigikekka02.html） [↑](#footnote-ref-12)
13. 注釈：ここでは、神奈川県視覚障害者福祉協会を指す [↑](#footnote-ref-13)
14. 参考：厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業「地域における視覚障害者への代筆・代読支援に向けた調査研究事業報告書」社会福祉法人日本視覚障害者団体連合（令和元年３月） [↑](#footnote-ref-14)
15. 注釈：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。（神奈川県「第６期神奈川県障がい福祉計画（参考３）用語の注釈」より引用） [↑](#footnote-ref-15)
16. 参考：厚生労働省・文部科学省「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和４年） [↑](#footnote-ref-16)
17. 引用：日本福祉大学社会福祉学部『日本福祉大学社会福祉論集』第136号2017年3月　柏倉秀克「イギリスにおける中途視覚障害者支援の動向―RNIBが推進するECLOの役割を中心にー」 [↑](#footnote-ref-17)
18. 参考：神奈川県視覚障害者福祉協会「神奈川県内の各自治体における視覚障害者の日常生活用具給付に関する実態調査」（2017年） [↑](#footnote-ref-18)
19. 参考：厚生労働省ホームページ「ICTの活用等による意思疎通支援」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_26552.html [↑](#footnote-ref-19)
20. 参考：文部科学省「学習指導要領」「学習指導要領解説」 [↑](#footnote-ref-20)
21. 参考：厚生労働省平成29年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者が日常生活を送る上で必要な支援に関する調査研究事業」社会福祉法人日本盲人会連合（平成30年３月） [↑](#footnote-ref-21)
22. 参考：社団法人日本眼科医会報道用資料「視覚障害がもたらす社会的損失、8.8兆円！～視覚障害から生じる生産性やQOLの低下を、初めて試算～」https://www.gankaikai.or.jp/press/20091115\_socialcost.pdf（平成21年９月） [↑](#footnote-ref-22)
23. 注釈：平成22年4月より始まった重度の障がいがある方の地域生活を支援する札幌市独自の介助制度。PA制度では、重度の障がいがある方に対し、札幌市が介助に要する費用を直接支給し、利用される方が、その範囲内でライフスタイルに合せて介助者と直接契約を結び、自らマネジメントしていく。（札幌市ホームページ「パーソナルアシスタンス制度について」https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-4-1\_pagaiyou.htmlより引用） [↑](#footnote-ref-23)
24. 注釈：新しいエンターテインメントを切り口に、未来のインフラづくりを目指すMRスタートアップ。ゲームエンジンを活用したリアルとデジタルの融合による空間サービスを提供・研究開発。2020年9月：世界初のMRプラットフォーム Auris を発表。https://gatari.co.jp/ [↑](#footnote-ref-24)
25. 注釈： 2020年9月に株式会社GATARIが世界初のMixed　Reality（複合現実）音声ARプラットフォームとして提供開始したiOSアプリケーション。臨場感のある立体音響による表現とGPSに依存しない位置測位技術、そしてスマートフォンとイヤホンという身近なデバイスを用いて、屋内外を問わず、設備に一切干渉しない、それでいて没入感の高い体験の提供を実現している。（2020年12月23日神奈川県記者発表資料「空間音声配置アプリAuris「オーリス」を活用して鎌倉長谷寺にて非接触音声案内の実証事業を実施します」より引用） [↑](#footnote-ref-25)
26. 参考：神奈川県ライトセンター利用者満足度調査報告書（令和４年） [↑](#footnote-ref-26)
27. 参考：文部科学省・厚生労働省「視覚障害者等の読書環境の整備の推進における留意事項について」（令和２年） [↑](#footnote-ref-27)
28. 参考：第４回神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会資料２「県内視覚障がい者数と神奈川県ライトセンター相談・訓練の利用状況」 [↑](#footnote-ref-28)
29. 注釈：ここでは、障害福祉圏域のうち、県西圏域・湘南西部圏域・県央圏域を指すこととする [↑](#footnote-ref-29)
30. 参考：ライトセンター調べ（2010年度） [↑](#footnote-ref-30)
31. 参考：神奈川県ライトセンター「視覚障がい者の受入れに係るスポーツ施設アンケート調査」（令和５年） [↑](#footnote-ref-31)